

新株式発行並びに株式届出目論見書の正誤表

2025年3月

エレベーターコミュニケーションズ株式会社

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の記載に誤りがございましたので、次のとおり訂正いたします。
なお、訂正箇所は____罫で示しております。

第1【募集要項】

4【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2025年4月24日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価額と引受価額との差額は引受人の手取金となります。
計	—	50,000	—

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	未定	1. 買取引受によります。 2. 引受人は新株式払込金として、2025年4月24日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価額と引受価額との差額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
北洋証券株式会社	北海道札幌市中央区大通西三丁目11番地		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地		
あかつき証券株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10号		
計	—	50,000	—



ELEVATOR COMMUNICATIONS

新株式発行並びに
株式売出届出目論見書
2025年3月

エレベーターコミュニケーションズ株式会社

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式

68,000千円（見込額）の募集及び株式86,880千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式24,800千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2025年3月24日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

エレベーターコミュニケーションズ株式会社

東京都品川区南大井六丁目16番16号 鈴木ビル大森 3階

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

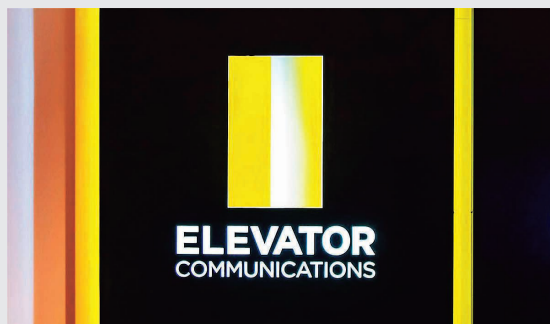
当社は、エレベーターやエスカレーター等の昇降機を対象として、

すべてのお客様に スペシャリティメンテナンスを フェアプライスで

をミッションとして、点検、監視、保守、部品交換等のメンテナンスやリニューアルサービスを提供しております。事業の遂行にあたっては、昇降機の品質及び性能の維持・向上、利用者の安心・安全の確保を最優先しつつ、高品質なサービスをリーズナブルかつ迅速に提供することを基本方針としております。

■ 企業概要

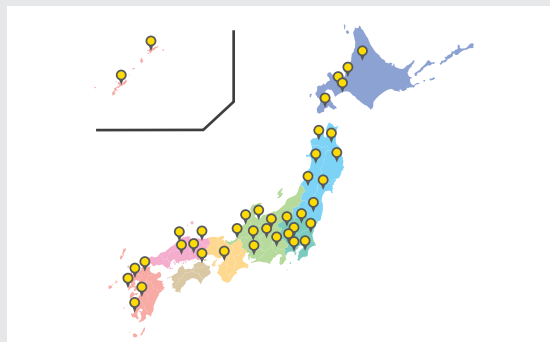
当社は、エレベーターやエスカレーター等の昇降機インフラ社会において、特定のメーカーに限定されることなく、多様な機種
のメンテナンスに対応できる独立系の保守会社として、全国各地
のニーズに応えたいという思いから、2006年2月に設立され
ました。それ以来、全国各地に支店及び出張所を拡大すると
ともに、災害時対応のIT活用等にも積極的に取り組んでおり
ます。



▶ 全国拠点網による広範かつ迅速な営業及びサポート体制

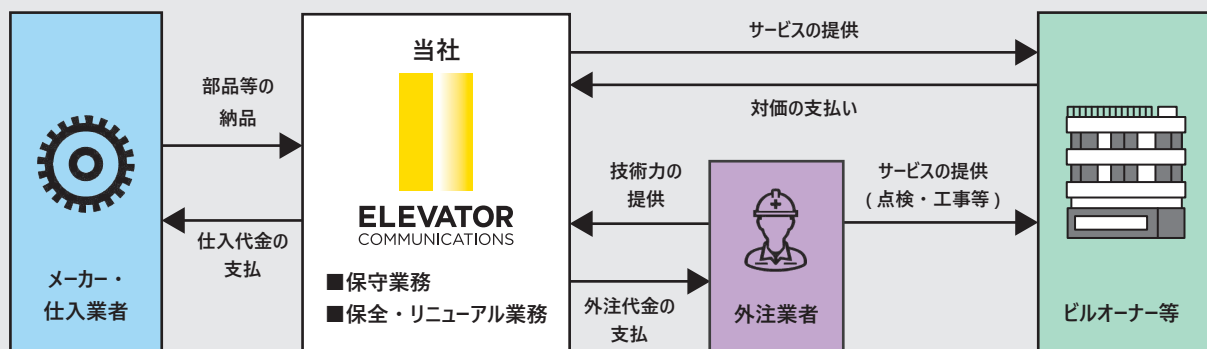
本書提出日現在において、全国47支店及び出張所を構え
これらの拠点近隣においては、災害発生等、人命に関わる緊
急時は、通報後速やかに現場到着できる体制を備えており
ます。

※右図は、当社の支店及び出張所の所在地をポイントしております。（本書提出日現在）



全47拠点 これらの拠点近隣においては、
速やかに現着できる体制

■ 事業系統図



- ※ 1. 案件紹介者や代理店に対し、紹介料を支払う場合があります。
- ※ 2. メーカーや他の独立系メンテナンス会社から、保守業務を受託するケースもあります。
- ※ 3. 建築基準法においては、昇降機等検査員による年1回の法定検査を実施し、その検査結果をビルオーナー等である昇降機所有者又は昇降機管理者に報告することが義務付けられています。

■ 経営の基本方針

当社は、エレベーターやエスカレーター等の昇降機のメンテナンス分野において、安全・安心を最優先とし、「すべてのお客様にスペシャリティメンテナンスをフェアプライスで」をミッションに掲げ、以下を推進しつつ、多様な顧客ニーズにきめ細かく対応することにより、収益性及び企業価値の向上を実現することを、経営の基本方針としております。

- ・ 高品質メンテナンスの適正価格での提供
- ・ 災害時の迅速対応体制の構築
- ・ 建物の資産価値向上に貢献するリニューアルの促進

■ 中期的な経営戦略

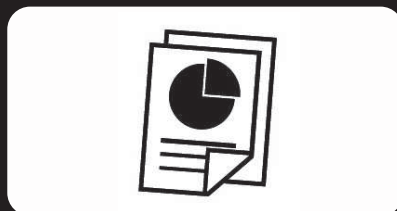
1. 故障・事故予防の強化による好循環の創出

保守業務及び保全・リニューアル業務に万全を期すことにより、昇降機の故障率低減や停止期間短縮、事故防止が図られ、多額な賠償コストを余儀なくされる事故を未然に防止しつつ、当社の営業利益を増大させることにより、ビルオーナー等との間で循環的にWin-Winの関係を構築できるものと考えております。このような顧客利益や信用力の最大化により、以降の当社収益機会の拡大、それらを原資とした人材やシステムへの追加投資につなげるといった好循環の創出を図ります。



2. 多様な提案による収益機会の拡大

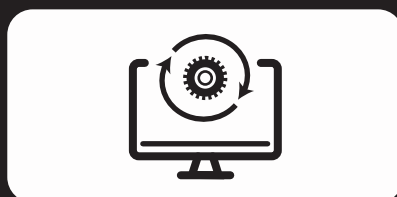
営業強化による顧客接触機会を拡大し、ビルオーナー等の様々なニーズに対応することにより、収益機会の拡大を図ります。



3. 顧客ニーズに合致した新たな付加価値サービスの提供

以下のような地震災害時WEB復旧要請システム「Qサポ」の機能拡張により、顧客の潜在ニーズに対応したサービスを提供します。

- ・ 故障やトラブル、大規模災害時等における迅速な復旧は勿論、現場情報等の有用情報をリアルタイムに共有及び活用することにより、ビルオーナー等が求める必要情報をよりきめ細かく提供
- ・ 個々の物件状況、復旧想定や周辺エリアの情報等を一元化して提供することにより、ビルオーナー等の迅速な意思決定に寄与



■ 保守業務

エレベーター及びエスカレーターは、集合住宅をはじめ、オフィスビルや高層ビル、ショッピングモール等で人々が効率よく移動するために設置された建物付属電機設備です。これら設備は、適切な運用や操作はもとより、定期又は不定期の点検及び常時監視をすることにより、安全稼働のための機能及び性能を維持し続ける必要があります。これらが適切に行われない場合は、重大な事故や故障に繋がり、利用者の生命や財産に多大な危害を及ぼす恐れがあります。

当社は、これらの事故やトラブルを未然に防ぎ、全ての利用者が安心してご利用いただけるよう、昇降機を対象として、点検及び監視を行う保守業務を行っております。また、当該保守には、災害、事故、故障、停電等の緊急時の対応も含んでいます。



保守業務の種類	概要
点検	<p>ビルオーナー等からの依頼により、当社の技術員が、定期又は不定期でエレベーター及びエスカレーター設備の点検を実施します。また、必要に応じて、清掃、注油、調整、消耗品（電球、各種ヒューズ、ビス・ナット、各種リレーリード線等）の補充・交換等も適宜行います。</p> <p>当該点検においては、経年劣化、損傷、変形、摩耗、腐食、発生音等の点から、異常・不具合・劣化等に関する調査も行い、改善すべき抜本的な指摘事項が抽出された場合は、ビルオーナー等に改善を提案し、「保全業務」として請け負います。</p>
監視	<p>通信回線を利用して、24時間365日、当社センター専門スタッフがエレベーターの異常・不具合の発生状況について、遠隔監視を行っております。あらかじめエレベーター運転のために必要とされる箇所を網羅的に特定し、通信回線等を利用して、エレベーター本体の運転状態や機器類等の動作状況を遠隔点検することができます。</p>
緊急時対応	<p>災害、事故、故障、停電等の緊急時に、安全を最優先し、また、当社独自のITシステムを駆使して、迅速に対応いたします。</p> <p>例えば、エレベーター内に利用者が閉じ込められた際は、利用者はインターホンで当社コントロールセンターと直接通話でき、これにより、閉じ込め故障の状況や動力電源の停電状況の遠隔監視も可能となります。</p>

(注) 建築基準法では、建築物の損傷や腐食等の劣化状況の定期的な点検の一環として、年1回、国家資格である昇降機等検査員による昇降機の定期検査が義務付けられています。

▶ 定期メンテナンス工程



じっくりしっかりの点検時間 約40分～1時間（目安）

01

定期点検

技術員を定期的に派遣し、機器の性能・機能を点検します。

02

部品取替

消耗部品の取替を行い、安全性・快適性を維持します。

03

法定検査の実施

法令に基づく年次検査の実施・立ち合いを行います。

清掃



故障の原因となる汚れを除去し、清潔を維持します。

注油



スムーズな動作に不可欠なオイルを補給します。

調整



常に機器の性能・機能が十分に発揮されるように調整します。

報告書



環境保護の促進のため、WEBサイトでの閲覧を勧め、ペーパーレス化を推進しています。

■ 保全・リニューアル業務

エレベーターやエスカレーター等の昇降機は、日々の使用により機能劣化が進むため、適切なタイミングで交換、修繕が必要となります。当社では、保守業務での点検結果により、改善すべき抜本的な指摘事項が抽出された場合に部品交換やリニューアル等を行います。

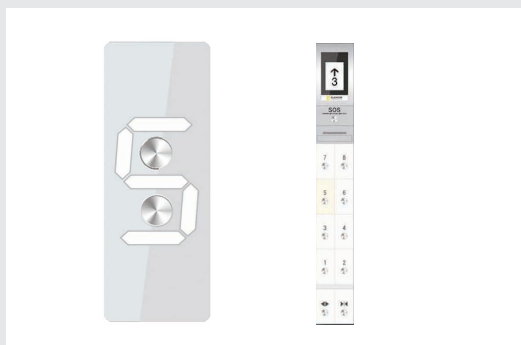


保全・リニューアル業務の種類	概要
保 全	<p>点検結果に基づく指摘のもと行う、部品の取り替え及び修理業務であります。</p> <p>なお、保守契約FM契約に関しても契約対象外の保全工事については、有償で行う場合があります。</p> <p>当社は、保守対象の昇降機の故障に関する統計データを蓄積しており、品質管理部門及び故障低減プロジェクトにおいて、故障分析を行っております。分析の結果、故障の発生頻度が高い部品については、ビルオーナー等に対し、一斉に交換を促すことで、故障や長期停止の未然防止に貢献しております。</p>
リニューアル	<p>当社は、安全性、快適性、機能性を向上させるため、老朽化したエレベーター等の昇降機のリニューアル工事を計画的に実施しています。主要部品や制御システムの交換、省エネ機能の導入を通じて、利用者の安心と利便性を確保し、建物全体の価値向上を図ります。</p> <p>また、エレベーター設置から20年以上が経過すると、保守部品の入手が困難になり、部品交換や修理が困難になる場合があります。当社では、信頼性・安全性・運用効率を高めるため、制御盤や巻上機など主要部品の一式交換工事や既存設備の撤去を行い、継続的な稼働を支えています。</p> <p>リニューアルには、以下の2種類があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制御リニューアル：主に制御系の更新を行います。 ・準撤去新設リニューアル：既製品の一部を継続・再利用し、撤去新設します。

▶ 事例① エレベーターリニューアル

エレベーターは設置から20年以上が経過すると、保守部品の入手が困難になり、部品交換や修理が困難になる場合があります。当社では、安全性・運用効率を高め、継続的な稼働を支えるため、定期的なリニューアル工事を行っております。主要部品や制御システムの交換等を通じて、利用者の安心と利便性を確保し、建物全体の価値向上を目指しております。

特許取得済みの新操作盤



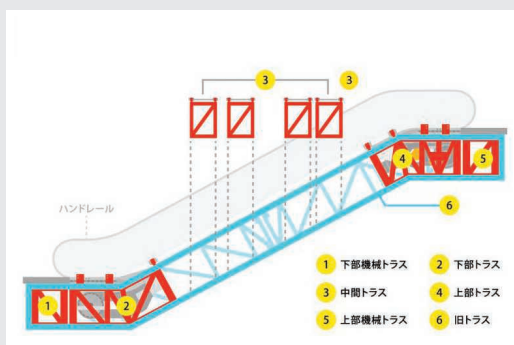
▶ 事例② エスカレーターリニューアル

この度エスカレーターのフルリニューアルが対応可能になりました。

旧トラスを再利用し、分割したエスカレーターのパーツを組立てるリニューアル工法を採用しています。通常の撤去新設と比べ、工数を約1/3の約3週間、コストを約50%削減した実績があります。

※トラスとは
積載荷重を支える建物の骨組みのこと。

旧トラスとパーツ分割の図



■ 災害時の素早い復旧を支える “独自のデジタルシステム”

2011年に発生した東日本大震災当時は、復旧要請の連絡を電話で受け、故障したエレベーターの場所を口頭で確認したのち、被害にあったエレベーターのある物件を把握し、現地技術員への作業指示を行わなければならず、復旧対応に相応の時間を要しておりました。当社では、当時のこれらの教訓を活かし、2014年4月に基幹システム上の災害時発動機能「イージスモード」の導入、2017年7月にWEB復旧要請システム「Qサポ」の提供を開始いたしました。

1. 災害時発動機能「イージスモード」

当社基幹システム「Assist」上で遠隔監視と災害対応の管理を実現する機能です。これにより大規模な災害が発生した場合でも、「イージスモード」に切り替えることで、被災した物件情報が即座に共有され、当社センター専門スタッフと現地技術員は、「災害一覧」と「災害マップ」を参照しながら、リアルタイムで迅速な対応が可能となります。

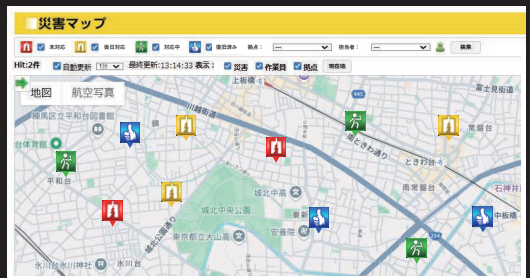
<災害一覧>

被災した物件の情報を登録したデータをリアルタイムで社内共有する事が可能となります。復旧及びその対応状況等が、ひと目で確認ができ、スムーズな復旧作業を実現しております。

詳細	入電	優先	対応状況	事前連絡	完了報告	会社名	ビル名
詳細	入電	通常	復旧済み	不要	不要		
詳細	入電	通常	復旧済み	不要	不要		

<災害マップ>

現地技術員は登録されている災害マップを随時参照・確認しながら、自身のいる場所から最も近い現場に直行することで、迅速かつ効率的に復旧作業を行うことができます。



2. WEB復旧要請システム「Qサポ」

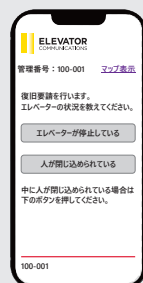
当社がメンテナンスを担当するエレベーター内には、「Qサポ」アクセス用のQRコードが記載されたステッカーが添付されています。突発的な災害時には、ご利用者様がご自身で当該QRコードをスマートフォン等で読み取っていただき、直接、復旧要請の連絡が可能となります。

また、「Qサポ」を利用することにより、Googleマップ上で対象エレベーターの設置位置、復旧対応に駆けつける技術員の位置情報をリアルタイムで確認出来るほか、おおよその到着時刻を把握することができます。復旧対応時の現地技術員の位置情報の可視化により、万が一、エレベーターに閉じ込められてしまった場合でも、ご利用者様の「安心」につながります。



※Google MapsおよびGoogleマップは、Google Inc.の商標または登録商標です。

災害発生時、扉付近またはエレベーター内にあるステッカーからQRコードを読み込む



状況を選択の上復旧を要請



技術員の現在地や到着までの所要時間をリアルタイムで確認

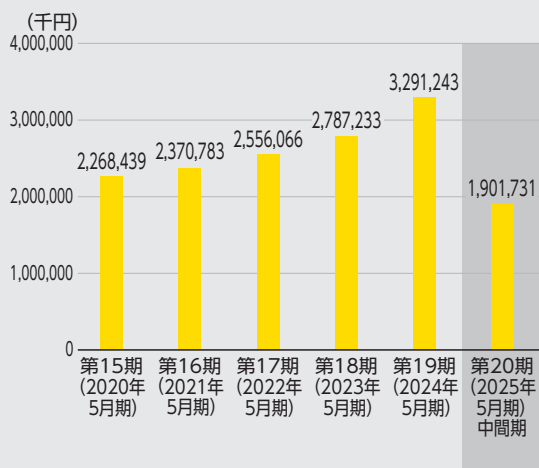
業績等の推移

主要な経営指標等の推移

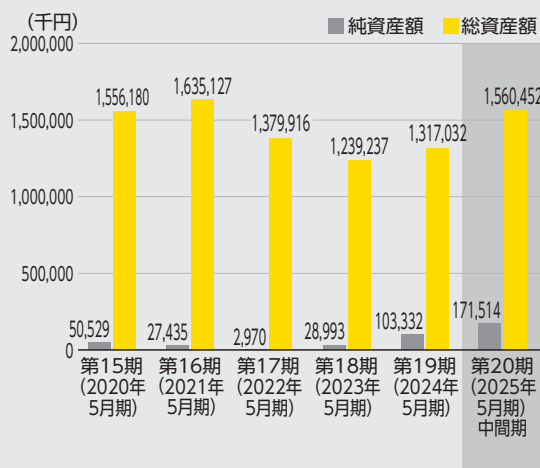
回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期 (中間期)
決算年月	2020年5月	2021年5月	2022年5月	2023年5月	2024年5月	2024年11月
売上高 (千円)	2,268,439	2,370,783	2,556,066	2,787,233	3,291,243	1,901,731
経常利益又は経常損失(△) (千円)	92,380	72,389	△13,390	75,658	137,504	109,143
当期(中間)純利益又は当期純損失(△) (千円)	24,976	△23,107	△24,464	26,022	74,339	68,182
持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失(△) (千円)	11,865	△101,908	△758	△60	△145	△111
資本金 (千円)	67,090	67,090	67,090	67,090	67,090	67,090
発行済株式総数 (株)	47,497	47,497	47,497	47,497	47,497	949,940
純資産額 (千円)	50,529	27,435	2,970	28,993	103,332	171,514
総資産額 (千円)	1,556,180	1,635,127	1,379,916	1,239,237	1,317,032	1,560,452
1株当たり純資産額 (円)	1,034.39	547.88	32.81	29.03	107.29	179.06
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期(中間)純利益 又は当期純損失(△) (円)	526.78	△486.51	△515.06	27.39	78.25	71.77
潜在株式調整後 1株当たり当期(中間)純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	3.1	1.5	0.1	2.2	7.7	10.9
自己資本利益率 (%)	97.7	△61.4	△177.3	178.6	114.8	50.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	167,783	389,832	△26,527
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	85,228	△14,756	△10,500
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△291,663	△233,903	29,283
現金及び現金同等物の期末(中間期)残高 (千円)	—	—	—	381,300	522,473	514,728
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	171 [—]	173 [—]	183 [—]	202 [—]	203 [—]	209 [—]

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 第16期については、経常利益を計上しているものの、子会社の整理、売却を行ったことに伴い、特別損失として、子会社株式売却損及び子会社株式評価損を計上したため、当期純損失を計上しております。
4. 第17期については、技術職人材確保及び広告宣伝等の投資を実施したことにより、経常損失及び当期純損失を計上しております。
5. 持分法を適用した場合の投資利益について、ライフエイド少額短期保険株式会社は2020年12月に東日本少額短期保険株式会社へ事業譲渡いたしました。また、東日本少額短期保険株式会社は2021年5月に事業譲渡し、保有するすべての株式を売却しております。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できないことから、又第16期及び第17期は当期純損失を計上しておりますので、記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 当社株式は非上場であるため、株価収益率を記載しておりません。
9. 第15期、第16期及び第17期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、パートタイマー及び契約社員等が従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。
11. 第18期及び第19期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、清友監査法人により監査を受けております。第15期、第16期及び第17期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、清友監査法人の監査を受けておりません。
12. 当社は、2024年12月16日開催の取締役会決議により、2025年1月10日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期(中間)純利益又は当期純損失については、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

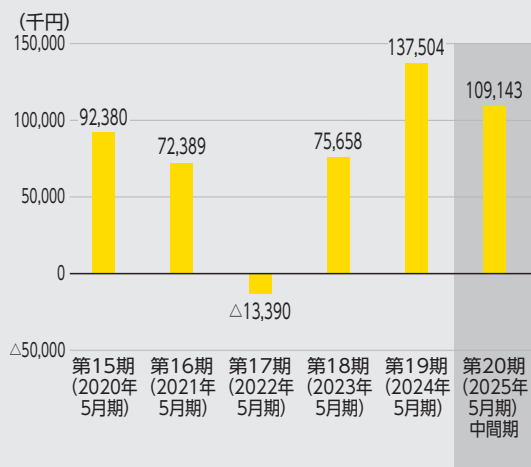
売上高



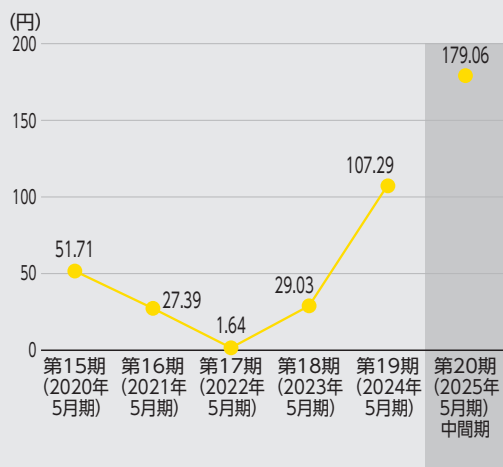
純資産額及び総資産額



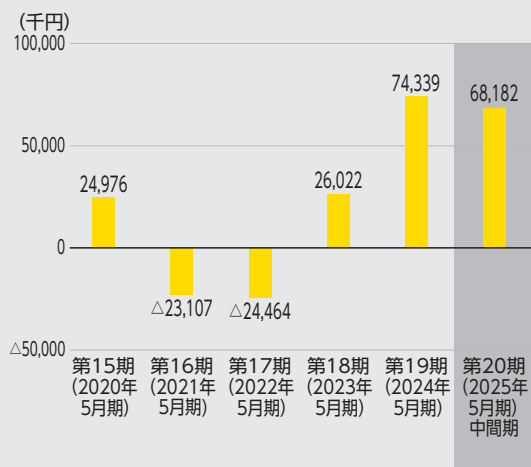
経常利益又は経常損失(△)



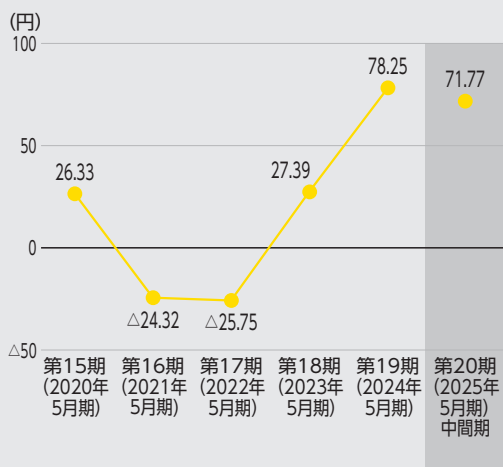
1株当たり純資産額



当期(中間)純利益又は当期純損失(△)



1株当たり当期(中間)純利益又は当期純損失(△)



(注) 当社は、2024年12月16日開催の取締役会決議により、2025年1月10日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期(中間)純利益又は当期純損失については、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	16
4 【関係会社の状況】	22
5 【従業員の状況】	22
第2 【事業の状況】	23
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	23
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	25
3 【事業等のリスク】	26
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	30
5 【経営上の重要な契約等】	38
6 【研究開発活動】	38
第3 【設備の状況】	39
1 【設備投資等の概要】	39
2 【主要な設備の状況】	39
3 【設備の新設、除却等の計画】	39

第4	【提出会社の状況】	40
1	【株式等の状況】	40
2	【自己株式の取得等の状況】	46
3	【配当政策】	46
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	47
第5	【経理の状況】	58
1	【財務諸表等】	59
第6	【提出会社の株式事務の概要】	98
第7	【提出会社の参考情報】	99
1	【提出会社の親会社等の情報】	99
2	【その他の参考情報】	99
第四部	【株式公開情報】	100
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	100
第2	【第三者割当等の概況】	101
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	101
2	【取得者の概況】	101
3	【取得者の株式等の移動状況】	101
第3	【株主の状況】	102
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月24日
【会社名】	エレベーターコミュニケーションズ株式会社
【英訳名】	Elevator Communications Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 薄田 章博
【本店の所在の場所】	東京都品川区南大井六丁目16番16号 鈴中ビル大森3階
【電話番号】	03-5767-8111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 兼 管理本部長 村石 誠司
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南大井六丁目16番16号 鈴中ビル大森3階
【電話番号】	03-5767-8111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 兼 管理本部長 村石 誠司
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 68,000,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 86,880,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 24,800,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	50,000(注) 2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2025年3月24日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、2025年4月9日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
4. 上記とは別に、2025年3月24日開催の取締役会において、東洋証券株式会社を割当先とする当社普通株式15,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2025年4月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2025年4月9日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、証券会員制法人札幌証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条の2に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	50,000	68,000,000	36,800,000
計(総発行株式)	50,000	68,000,000	36,800,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受により募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2025年3月24日開催の取締役会決議に基づき、2025年4月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,600円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は80,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2025年 4月18日(金) 至 2025年 4月23日(水)	未定 (注) 4.	2025年 4月24日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2025年4月9日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年4月17日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2025年4月9日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2025年4月17日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2025年3月24日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2025年4月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2025年4月25日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込みに先立ち、2025年4月10日から2025年4月16日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は、新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 大森支店	東京都大田区山王二丁目3番地4号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	未定	<ol style="list-style-type: none"> 1. 買取引受によります。 2. 引受人は新株式払込金として、2025年4月24日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価額と引受価額との差額は引受人の手取金となります。
計	—	50,000	—

(注) 1. 2025年4月9日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2025年4月17日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
73,600,000	5,000,000	68,600,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,600円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額68,600千円及び「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限22,816千円を合わせた手取概算額上限91,416千円については、運転資金に充当する予定です。

運転資金

運転資金として、人件費及び採用費に投資する予定です。当社は昇降機メンテナンス事業の単一セグメントではありますが、事業を拡大していくためには、技術メンテナンス員として、高い技術力を持った専門の人材を確保していくことが重要になるものと考えております。そのために、技術メンテナンス員等の人件費、及び、その採用費として、継続的かつ積極的に投資していく方針で、91,416千円(2026年5月期:31,416千円、2027年5月期:30,000千円、2028年5月期:30,000千円)の充当を予定しております。

なお、残額が生じた場合は、将来における事業拡大に寄与する成長資金として充当する方針ではありますが、当該内容について具体的に決定している事項はなく、具体的な資金需要が発生し、支払い時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2025年4月17日決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏 名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	54,300	86,880,000	神奈川県横浜市鶴見区 六日市 拓也 20,000株 東京都板橋区 渡邊 和則 10,000株 東京都千代田区 大久保 圭太 4,000株 青森県青森市 村元 裕 4,000株 北海道札幌市中央区 大野 仁宏 2,000株 東京都千代田区 原 俊行 2,000株 東京都新宿区 堀内 光文 2,000株 埼玉県さいたま市南区 松波 竜太 2,000株 東京都東村山市 長谷川 将樹 2,000株 青森県青森市 蝦名 明由 2,000株 青森県青森市 村上 千恵子 1,000株 北海道札幌市南区 斉藤 三寛 1,000株 北海道札幌市清田区 田嶋 祐介 1,000株 神奈川県横浜市戸塚区 小野 茂人 700株 広島県広島市中区 西村 直哉 400株 栃木県宇都宮市 佐藤 和宏 200株
計(総売出株式)	—	54,300	86,880,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場公募等規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,600円)で算出した見込額であります。
4. 売出株数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数単 位(株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2025年 4月18日(金) 至 2025年 4月23日(水)	100	未定 (注) 2.	引受人の本 支店及び営 業所	東京都中央区八丁堀 四丁目7番1号 東洋証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2025年4月17日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出し価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)の日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏 名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	15,500	24,800,000	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 東洋証券株式会社 15,500株
計(総売出株式)	—	15,500	24,800,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、東洋証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、東洋証券株式会社は、札幌証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,600円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契約の 内容
未定 (注) 1.	自 2025年 4月18日(金) 至 2025年 4月23日(水)	100	未定 (注) 1.	東洋証券株式 会社の本 支店及び営 業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、本募集における株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 東洋証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 札幌証券取引所アンビシャス市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、東洋証券株式会社を主幹事会社として、札幌証券取引所アンビシャス市場への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である薄田章博(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年3月24日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式15,500株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 15,500株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注)1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(4)	払込期日	2025年5月21日(水)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、2025年4月9日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2025年4月17日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2025年4月25日から2025年5月14日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、札幌証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人であるそらしづ株式会社、売出人かつ当社株主(新株予約権の保有者を含む。)である、六日市拓也、大久保圭太、渡邊和則、村元裕、長谷川将樹、松波竜太、大野仁宏、村上千恵子、斉藤三寛及び当社株主(新株予約券の保有者を含む。)であるこたろう株式会社、株式会社グッドコムアセット、有限会社恒志堂、株式会社TMIトラスト、株式会社アカウンティング・アシスト、株式会社ナインホールディングス、有限会社ホテルテトラ、株式会社古名屋、株式会社高木電機工業、株式会社CURBS、エレベーターコミュニケーションズ従業員持株会、薄田章博、村石誠司、上田健一、末岡由紀、豊田稔、岡部眞、砂金富保、小泉始、他41名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2025年10月21日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式(当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。)の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)等は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集及び株式分割等は除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2020年5月	2021年5月	2022年5月	2023年5月	2024年5月
売上高 (千円)	2,268,439	2,370,783	2,556,066	2,787,233	3,291,243
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	92,380	72,389	△13,390	75,658	137,504
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	24,976	△23,107	△24,464	26,022	74,339
持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失 (△) (千円)	11,865	△101,908	△758	△60	△145
資本金 (千円)	67,090	67,090	67,090	67,090	67,090
発行済株式総数 (株)	47,497	47,497	47,497	47,497	47,497
純資産額 (千円)	50,529	27,435	2,970	28,993	103,332
総資産額 (千円)	1,556,180	1,635,127	1,379,916	1,239,237	1,317,032
1株当たり純資産額 (円)	1,034.39	547.88	32.81	29.03	107.29
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	526.78	△486.51	△515.06	27.39	78.25
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	3.1	1.5	0.1	2.2	7.7
自己資本利益率 (%)	97.7	△61.4	△177.3	178.6	114.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	167,783	389,832
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	85,228	△14,756
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△291,663	△233,903
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	381,300	522,473
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	171 〔—〕	173 〔—〕	183 〔—〕	202 〔—〕	203 〔—〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 第16期については、経常利益を計上しているものの、子会社の整理、売却を行ったことに伴い、特別損失として、子会社株式売却損及び子会社株式評価損を計上したため、当期純損失を計上しております。
4. 第17期については、技術職人材確保及び広告宣伝等への投資を実施したことにより、経常損失及び当期純損失を計上しております。
5. 持分法を適用した場合の投資利益について、ライフイド少額短期保険株式会社は2020年12月に東日本少額短期保険株式会社へ事業譲渡いたしました。また、東日本少額短期保険株式会社は2021年5月に事業譲渡し、保有するすべての株式を売却しております。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できないことから、また、第16期及び第17期は当期純損失を計上しておりますので、記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 当社株式は非上場であるため、株価収益率を記載しておりません。
9. 第15期、第16期及び第17期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、パートタイマー及び契約社員等が従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。
11. 第18期及び第19期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、清友監査法人により監査を受けておりますが、第15期、第16期及び第17期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、清友監査法人の監査を受けておりません。
12. 当社は、2024年12月16日開催の取締役会決議により、2025年1月10日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は当期純損失については、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
13. 当社は、2024年12月16日開催の取締役会決議により、2025年1月10日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。そこで、証券会員制法人札幌証券取引所の引受担当者宛通知「上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)の作成上の留意点について」(平成20年4月18日付札幌証上審第50号)に基づき、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2020年5月	2021年5月	2022年5月	2023年5月	2024年5月
1株当たり純資産額 (円)	51.71	27.39	1.64	29.03	107.29
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	26.33	△24.32	△25.75	27.39	78.25
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額(1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社は、エレベーターやエスカレーター等の昇降機インフラ社会において、特定のメーカーに縛られることなく、多様な種類のメンテナンスに対応できる独立系の保守会社として、全国各地のニーズに応えたいという思いから、2006年2月に設立されました。それ以来、全国各地に支店及び出張所を拡大するとともに、災害時対応のIT活用等にも積極に取り組んでおります。

2006年2月	エレベーターの保守・管理業務の受託を目的として、東京都豊島区西池袋に、当社を設立（資本金15,000千円）
2006年8月	当社本社を東京都港区南青山に移転
2007年1月	当社本社を東京都港区芝に移転
2007年1月	エレベーターのリニューアル業務の受託を開始
2008年1月	当社本社を東京都大田区大森北に移転
2012年6月	当社本社を東京都品川区南大井に移転
2012年10月	アップルエレベーター株式会社（本社：青森県八戸市）から青森地区のエレベーター保守事業を譲り受け
2014年4月	当社基幹システム上で遠隔監視・災害対応を管理する「イージスモード」機能の運用開始
2014年11月	当社本社を東京都品川区南大井内で移転
2015年2月	有限会社平成エレベーター（本社：福岡県福岡市）から九州地区のエレベーター保守事業を譲り受け
2018年12月	建物管理事業を営むワンライフ株式会社（本社：東京都豊島区）を吸収合併
2019年5月	大阪地区でのエレベーター保守関連事業を目的として、エレベーターアクシス株式会社（本社：大阪府大阪市）を合併設立
2021年7月	地震災害時WEB復旧要請システム「Qサポ」の提供開始

3 【事業の内容】

当社は、エレベーターやエスカレーター等の昇降機を対象として、「すべてのお客様にスペシャリティメンテナンスをフェアプライスで」をミッションとして、点検、監視、保守、部品交換等のメンテナンスやリニューアルサービスを提供しております。事業の遂行にあたっては、昇降機の品質及び性能の維持・向上、利用者の安心・安全の確保を最優先しつつ、高品質なサービスをリーズナブルかつ迅速に提供することを基本方針としております。

(1) 事業の特徴

当社の事業の主な特徴は、以下のとおりであります。

① リーズナブルな価格設定

当社設立当時のエレベーター等のメンテナンス業界において、メーカーは、それぞれ自社や系列のメンテナンス会社を通じて、自社の製品のみのメンテナンスを行うことが一般的であり、価格やサービス内容に競争原理も働きにくい状況であったと想定しております。

当社は、独立系メンテナンス専門会社であり、開発及び製造コストの負担が想定される上記のメーカー及びメーカー系のメンテナンス会社と比較して、リーズナブルな価格設定が可能であります。

② メーカー各社の昇降機に対応

当社は、独立系メンテナンス専門会社として、国内主要メーカーである三菱電機株式会社、株式会社日立製作所、東芝エレベータ株式会社、日本オーチス・エレベータ株式会社、フジテック株式会社の昇降機にオールマイティに対応したメンテナンスサービスを提供できます。

③ 全国拠点網による広範かつ迅速な営業及びサポート対応

当社は、本書提出日現在において、全国47支店及び出張所を構えており、広範な営業活動を行うとともに、これらの拠点近隣においては、災害発生等人命に関わる緊急時は、通報後速やかに現場到着できる体制を備えています。

④ トータルサービスの提供

当社は、保守業務において昇降機の点検を行った結果、経年劣化が著しい場合、装置の旧式化により時代のニーズに合わなくなった場合は、制御盤、巻上機、モーター等の主要装置のリニューアルを提案・実施することで、トータルなサービス提供が可能であります。

⑤ ITを活用した緊急時対応

当社は、災害や故障等の緊急時にタイムリーかつ適切に対処するため、ITを活用しております。具体的には、QRコードから利用者が当社技術員と直接やりとりできるシステムの提供、社内システム上での災害一覧や災害マップの参照機能の導入等を行っております。

(2) 受注業務形態

当社の報告セグメントは「昇降機メンテナンス事業」の単一セグメントであります。以下の2つの受注業務形態でサービスを提供しております。

受注業務形態	概要
保守業務	昇降機の点検、監視、緊急時対応
保全・リニューアル業務	昇降機の点検結果等に基づく、部品交換・修理、リニューアル

以下、上記の受注業務形態ごとに、具体的なサービス内容及び特徴について、記載いたします。

(3) 保守業務

① 業務内容

エレベーター及びエスカレーターは、集合住宅をはじめ、オフィスビルや高層ビル、ショッピングモール等で人々が効率よく移動するために設置された建物付属電機設備です。これら設備は、適切な運用や操作はもとより、定期又は不定期の点検及び常時監視をすることにより、安全稼働のための機能及び性能を維持し続ける必要があります。これらが適切に行われない場合は、重大な事故や故障に繋がり、利用者の生命や財産に多大な危害を及ぼす恐れがあります。

当社は、これらの事故やトラブルを未然に防ぎ、全ての利用者が安心してご利用いただけるよう、昇降機を対象として、点検及び監視を行う保守業務を行っております。また、当該保守には、災害、事故、故障、停電等の緊急時の対応も含んでおります。

② 保守業務の種類

保守業務は、以下の点検、監視、緊急時対応に大別されます。

保守業務の種類	概要
点検	<p>ビルオーナー等からの依頼により、当社の技術員が、定期又は不定期でエレベーター及びエスカレーター設備の点検を実施します。また、必要に応じて、清掃、注油、調整、消耗品（電球、各種ヒューズ、ビス・ナット、各種リレーリード線等）の補充・交換等も適宜行います。</p> <p>当該点検においては、経年劣化、損傷、変形、摩耗、腐食、発音等の点から、異常・不具合・劣化等に関する調査も行い、改善すべき抜本的な指摘事項が抽出された場合は、ビルオーナー等に改善を提案し、「保全業務」として請け負います。</p>
監視	<p>通信回線を利用して、24時間365日、当社センター専門スタッフがエレベーターの異常・不具合の発生状況について、遠隔監視を行っております。あらかじめエレベーター運転のために必要とされる箇所を網羅的に特定し、通信回線等を利用して、エレベーター本体の運転状態や機器類等の動作状況を遠隔点検することができます。</p>
緊急時対応	<p>災害、事故、故障、停電等の緊急時に、安全を最優先し、また、当社独自のITシステムを駆使して、迅速に対応いたします。</p> <p>例えば、エレベーター内に利用者が閉じ込められた際は、利用者はインターホンで当社コントロールセンターと直接通話でき、これにより、閉じ込め故障の状況や動力電源の停電状況の遠隔監視も可能となります。</p>

(注) 建築基準法では、建築物の損傷や腐食等の劣化状況の定期的な点検の一環として、年1回、国家資格である昇降機等検査員による昇降機の定期検査が義務付けられております。

③ 点検のプロセスについて

点検のプロセスは、以下のとおりであります。

点検のプロセス	概要
a. 点検の実施	<p>保守・点検作業を行う際に技術員は、点検する部分と作業内容が点検サイクルごとに記載されたシートを使い、初めての点検からサイクルごとにどこをチェックすべきかを把握しながら作業を効率的かつ安全に進めています。物件や点検結果に関する情報については、当社基幹システム「Assist」に記録・蓄積されます。</p> <p>なお、「Assist」には、過去の故障事例が蓄積されており、当該情報も参照し、点検に当たります。</p>
b. 検査・点検結果の報告	<p>年1回の有人の法定検査、通常の有人あるいは、遠隔による任意点検のそれぞれについて、「定期検査報告書」、「点検作業報告書」及び「遠隔点検報告書」を作成し、ビルオーナー等に提出しております。</p>
c. 部品交換、修理等	<p>必要に応じて、劣化した部品の交換や修理を行います。交換部品は、原則としてメーカーの純正部品を推奨しております。</p>

④ 緊急時対応について

災害や故障等の緊急時は、「すぐ駆けつけ、すぐ対応する」ことを最優先し、24時間365日体制で、ITを駆使し、以下のような独自の対応を行う仕組みがあります。

「Qサポ」による管理	当社独自の地震災害時WEB復旧要請システム「Qサポ」により、エレベーター内に貼付されたステッカーのQRコードをご利用者自身が読み取り、直接復旧作業の連絡を取ることが可能となります。 また、「Qサポ」では、Googleマップ上で復旧対応時の現地技術員の位置情報が確認できるほか、おおよその現地技術員の到着時間も把握できます。
GPSによる管理	GPSにより、現地技術員の位置情報を常時把握でき、緊急時の現地技術員への出勤命令（同時にエレベーターの異常内容を送信）、現地技術員からの状況報告を一括管理できます。
電話回線による対応	電話回線により、エレベーター内の利用者と当社センター専門スタッフや現地技術員との直接通話が可能となります。
「イージスマード」による対処	「イージスマード」は、当社基幹システム「Assist」上で遠隔監視と災害対応の管理を実現する機能です。これにより、大規模な災害が発生した場合でも、「イージスマード」に切り替えることで、物件情報が即座に共有され、当社センター専門スタッフと現地技術員は、「災害一覧」と「災害マップ」を参照しながら、リアルタイムで迅速な対応が可能となります。

(注) Google MapsおよびGoogleマップは、Google Incの商標または登録商標です。

⑤ 「イージスマード」と「Qサポ」の内容

2011年に発生した東日本大震災当時は、復旧要請の連絡を電話で受け、故障したエレベーターの場所を口頭で確認したのち、被害にあったエレベーターのある物件の把握、現地技術員への作業指示を行わなければならない、復旧対応に相応の時間を要しておりました。当社では、当時のこれらの教訓を活かし、2014年4月に基幹システム上の災害時発動機能「イージスマード」の導入、2021年7月にWEB復旧要請システム「Qサポ」（お客様閲覧システム及び契約者サイトの開始は2023年10月）の提供を開始いたしました。

a 「イージスマード」について

<災害一覧>

被災した物件の情報を登録したデータをリアルタイムで社内共有する事が可能となります。復旧及びその対応状況等が、ひと目で確認でき、電話やメールでやりとりなく、スムーズな復旧作業を実現しております。

災害一覧

未対応
 後日対応
 対応中
 復旧済み
 閉じ込めのみ

全2件(1 / 1)
 自動更新
1分
最終自動更新:

詳細	受付	優先	対応状況	事前連絡	完了報告	会社名	ビル名
詳細	入電	通常	復旧済み	不要	不要		
詳細	入電	通常	復旧済み	不要	不要		

<災害マップ>

現地技術員は、登録されている災害マップを随時参照・確認しながら、自身のいる場所から最も近い現場に直行することで、迅速かつ効率的に復旧作業を行うことができます。



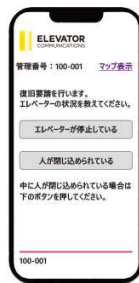
b 「Qサポ」について

当社がメンテナンスを担当するエレベーター内には、「Qサポ」アクセス用のQRコードが記載されたステッカーが貼付されています。突発的な災害時には、ご利用者様がご自身で当該QRコードをスマートフォン等で読み取っていただき、直接、復旧要請の連絡が可能となります。

また、「Qサポ」を利用することにより、Googleマップ上で対象エレベーターの設置位置、復旧対応に駆けつける現地技術員の位置情報をリアルタイムでご確認できるほか、おおよその到着時刻を把握することができます。復旧対応時の現地技術員の位置情報の可視化により、万が一、エレベーターに閉じ込められてしまった場合でも、ご利用者様の「安心」につながります。



災害発生時、扉またはエレベーター内にあるステッカーからQRを読み込み



状況を選択の上復旧を要請



サービスマンの現在地や到着までの所要時間をリアルタイムで確認

⑥ 保守業務の契約形態

保守業務における契約形態は、以下の2つに大別されます。

契約形態	概要
POG契約	<p>契約期間1年間を原則として、月々定額で、エレベーターの機能維持を目的として、機器・装置の定期的な点検を実施、併せて、清掃・給油・調整・簡易消耗部品の取替え等を実施する契約形態（監視や緊急時対応含む。）であります。</p> <p>POGは、「Parts, Oil and Grease」の略称であります。</p>
FM契約	<p>POG契約内容に、劣化した部品の取替えや修理等まで行う契約形式であります。</p> <p>FMは、「Full Maintenance」の略称であります。</p>

(4) 保全・リニューアル業務

① 業務内容

エレベーターやエスカレーター等の昇降機は、日々の使用により機能劣化が進むため、適切なタイミングで交換、修繕が必要となります。当社では、保守業務での点検結果により、改善すべき抜本的な指摘事項が抽出された場合に、部品交換やリニューアル等を行います。

② 保全・リニューアル業務の種類

保全・リニューアル業務は、以下の保全とリニューアルに大別されます。

保全・リニューアル業務の種類	概要
保 全	<p>点検結果に基づく指摘のもと行う、部品の取替え及び修理業務であります。</p> <p>なお、保守契約FM契約に関しても契約対象外の保全工事等については、有償で行う場合があります。</p> <p>当社は、保守対象の昇降機の故障に関する統計データを蓄積しており、品質管理部門及び故障低減プロジェクトにおいて、故障分析を行っております。分析の結果、故障の発生頻度が高い部品については、ビルオーナー等に対し、一斉に交換を促すことで、故障や長期停止の未然防止に貢献しております。</p>
リニューアル	<p>当社は、安全性、快適性、機能性を向上させるため、老朽化したエレベーター等の昇降機のリニューアル工事を計画的に実施しています。主要部品や制御システムの交換、省エネ機能の導入を通じて、利用者の安心と利便性を確保し、建物全体の価値向上を図ります。</p> <p>また、エレベーター設置から20年以上が経過すると、保守部品の入手が困難になり、部品交換や修理が困難になる場合があります。当社では、信頼性・安全性・運用効率を高めるため、制御盤や巻上機など主要部品の一式交換工事や既存設備の撤去を行い、継続的な稼働を支えています。</p> <p>リニューアルには、以下の2種類があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制御リニューアル：主に制御系の更新を行います。 ・準撤去新設リニューアル：既製品の一部を継続・再利用し、撤去新設します。 <p>また、エスカレーターについても、旧トラス（積載荷重を支える建物の骨組み）を再利用し、分割したエスカレーターのパーツを組立てる工法を採用したフルリニューアルも提供しており、通常の撤去新設と比べ、工数を約1/3の約3週間、コストを約50%削減した実績があります。</p>

(注) エレベーターの耐用年数については、国税庁が定める法定年数は17年、公益社団法人ロングライフビル推進協会による計画耐用年数の指針に定める年数は20～25年程度とされております。エレベーターで使用する部品については、一般的には、製造終了後、約25年で部品の供給がなくなることがほとんどであり、部品の供給停止後にエレベーターの故障が発生した場合は、迅速かつ適切な対応が困難となり、長期停止を余儀なくされる恐れもあります。

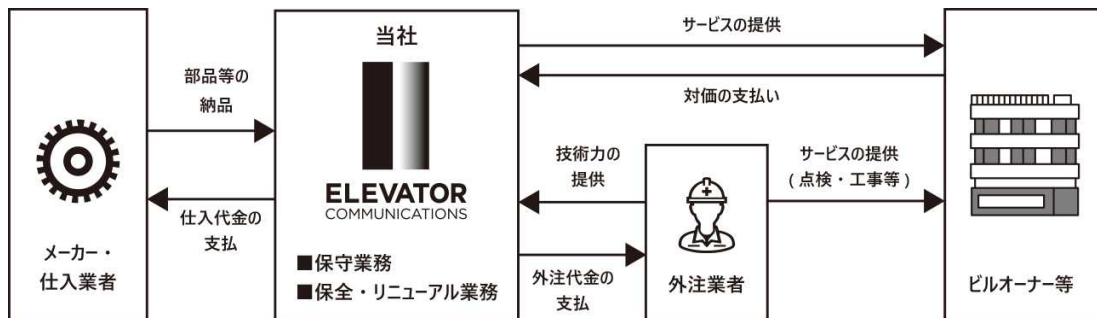
③ リニューアルの対応

リニューアルにおける目的別の当社の対応は、以下のとおりであります。

目 的	当社の対応
地震の対応	地震の初期微動（P波）を感知したときは、管制運転装置を起動し、強制的に最寄階に停止させた後、ドアを開くことで、利用者の閉じ込めを防止するものであります。
停電の対応	停電が発生したときは、バックアップ電源に切り替え、自動着床装置を起動し、自動的に最寄階まで運転した後、ドアを開くことで、利用者の閉じ込めを防止するものであります。
戸開走行の防止	エレベーターの安全対策として、制御機器や駆動装置の故障が発生した場合でも重大な事故を防ぐため、複数の安全装置が設置されています。 まず、ブレーキの二重化により、メインのブレーキが故障しても、補助ブレーキが作動してエレベーターを確実に停止させます。また、特定距離感知装置を使い、ドアが開いた状態でエレベーターが移動しないように監視し、異常を検知した場合には動作を停止させます。 さらに、通常使用する制御装置だけでなく、独立した制御装置を設置することで、メインの制御装置が故障した際にも安全な運行を可能にしています。このようなバックアップシステムにより、ドアが開いたままの走行（戸開走行）や挟まれ事故といった人命にかかわる事故を未然に防ぐ仕組みです。
意匠性の向上	当社が特許を取得した操作盤をはじめ、ドア、かご内（天井、壁等）のデザイン等を刷新し、新しいエレベーター空間を提供するものであります。

(5) 事業の系統図

事業の系統図は、以下のとおりであります。



- (注) 1. 案件紹介者や代理店に対し、紹介料を支払う場合があります。
 2. メーカーや他の独立系メンテナンス会社から、保守業務を受託するケースもあります。
 3. 建築基準法においては、昇降機等検査員による年1回の法定検査を実施し、その検査結果をビルオーナー等である昇降機所有者又は昇降機管理者に報告することが義務付けられております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(関連会社) エレベーターアクシス株式会社	大阪府東大阪市長 田東一丁目4番8 号	9,900	昇降機メン テナンス事 業	30.3	西日本エリアの情報共有。技術員研修、災害時対応の相互協力。

- (注) 1. 「主要な事業の内容」には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
219	41.0	4.6	4,310

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 臨時雇用者数は、パートタイマー及び契約社員等が従業員数の100分の10未満であるため、記載していません。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社の報告セグメントは「昇降機メンテナンス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数は記載していません。

(2) 労働組合の状況

当社において、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表項目として選択していないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、エレベーターやエスカレーター等の昇降機のメンテナンス分野において、安全・安心を最優先とし、「すべてのお客様にスペシャリティメンテナンスをフェアプライスで」をミッションに掲げ、以下を推進しつつ、多様な顧客ニーズにきめ細かく対応することにより、収益性及び企業価値の向上を実現することを、経営の基本方針としております。

- ・ 高品質メンテナンスの適正価格での提供
- ・ 災害時の迅速対応体制の構築
- ・ 建物の資産価値向上に貢献するリニューアルの促進

(2) 目標とする経営指標

当社は、事業の進捗状況を定量的に把握・分析するため、売上高及び営業利益を重要な経営指標としており、また、高い成長と収益性を確保するため、売上高成長率と営業利益率についても重要な経営指標としております。

さらに、売上高を構成する要素として、保守業務及び保全・リニューアル業務の契約件数についても、重要な指標として捉えております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社を取り巻くエレベーター等の昇降機メンテナンス業界におきましては、既存の昇降機の改修需要の拡大、ビルオーナー等のコスト削減要求の増加等により、収益機会が増加しております。また、一方で、昇降機の安全稼働への社会的要請、災害時の一層の素早い対応要請の高まり、高品質かつスピーディーなサービスの提供が求められております。

このような中長期の経営環境において、当社は、継続的な成長を実現するために、以下の経営戦略を実行してまいります。

① 故障・事故予防の強化による好循環の創出

保守業務及び保全・リニューアル業務に万全を期すことにより、昇降機の故障率低減や停止期間短縮、事故防止が図られ、多額な賠償コストを余儀なくされる事故を未然に防止しつつ、当社の営業利益を増大させることにより、ビルオーナー等との間で循環的にWin-Winの関係を構築できるものと考えております。

このような顧客利益や信用力の最大化により、以降の当社収益機会の拡大、それらを原資とした人材やシステムへの追加投資につなげるといった好循環の創出を図ります。

② 多様な提案による収益機会の拡大

営業強化による顧客接触機会を拡大し、ビルオーナー等の様々なニーズに対応することにより、収益機会の拡大を図ります。

③ 顧客ニーズに合致した新たな付加価値サービスの提供

以下のような地震災害時WEB復旧要請システム「Qサポ」の機能拡張により、顧客の潜在ニーズに対応したサービスを提供します。

- ・ 故障やトラブル、大規模災害時等における迅速な復旧は勿論、現場情報等の有用情報をリアルタイムに共有及び活用することにより、ビルオーナー等が求める必要情報をよりきめ細かく提供

- ・ 個々の物件状況、復旧想定や周辺エリアの情報等を一元化して提供することにより、ビルオーナー等の迅速な意思決定に寄与

④ 財務基盤の強化

上記①～③の一連の取り組みにより、安定した成長性を実現できる収益構造を構築することで、財務基盤の強化を図ります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社を取り巻くエレベーター等の昇降機メンテナンス業界におきましては、既存の昇降機の改修需要の拡大、ビルオーナー等のコスト削減要求の増加等により、収益機会が増加しております。また、一方で、昇降機の安全稼働への社会的要請、災害時の一層の素早い対応要請の高まり、高品質かつスピーディーなサービスの提供が求められております。

これらの事業環境の下、本書提出日現在において、当社が認識する対処すべき主な課題は以下のとおりであり、これらの対応に尽力することが当社の社会的使命であると認識しております。

① 人材の確保・育成等

当事業の競争力の根幹は、高品質なメンテナンスサービスを提供できる人材であり、それを実現できる人材の確保及び育成、また、外注者を含めた品質管理の徹底は、極めて重要な課題であると認識しております。

当社は、これらの課題に対処するために、定期的な技術研修や積極的な人材採用活動を継続するとともに、首都圏等の特に採用が困難な事業拠点においては外部委託先も活用する所存であります。また、外注者を含めた品質管理についても、業務マニュアルの共有及び徹底、当社技術責任者による外注者の業務状況の巡回確認等に取り組んでおります。

② 営業の強化

当社は、現在、全国47支店及び出張所に展開しておりますが、事業基盤をより強固にするためには、各拠点の営業人員の営業力、また、高品質かつスピーディーな対応力を向上させ、保守契約台数の増加を図ることが重要な課題であると認識しております。

当社は、これらの課題に対処するために、営業人員一人ひとりの営業力や対応力を高めるとともに、各地域で顧客に寄り添った営業スタイルを推進することにより、各地でのシェアを高めていく所存であります。

③ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の充実

当社が継続的かつ中長期に企業成長を継続し、企業価値の増大を実現するためには、経営や業務の質の向上を図る必要があり、その根幹となるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の充実は重要な課題であると認識しております。

当社は、これらの課題に対処するために、取締役会における意思決定の充実、社外役員による経営のモニタリングの向上、内部監査の網羅性の向上等に取り組むことで、コーポレート・ガバナンスの充実に努める所存であります。また、組織の機能性の向上、適材適所の人員配置、DX推進を含めた業務フローの最適化等に取り組むことで、内部管理体制の充実に努める所存であります。

なお、当社は、現在、研究開発等の先行的コストが軽微であるため、キャッシュ・フロー上及び財務上の懸念・課題は特にありません。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

昇降機メンテナンス事業を手掛ける当社は、「すべてのお客様にスペシャリティメンテナンスをフェアプライスで」というミッションの下、様々なステークホルダーとの調和を通じて、誠実な企業活動を遂行することが、サステナビリティの根底にあるべきと考えております。具体的には、株主への企業価値の提供、昇降機の利用者への安全・快適性の提供、ビルオーナー等や協業取引先との良好な関係の形成、地域社会への貢献、環境への配慮、従業員等が働きやすい職場環境の形成について、日々取り組んでおります。

以下のサステナビリティに関する取組みに関する事項については、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社では、これから直面するあるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスクに対して予防を講じ、当社の損失を最小限に図ることを実施し、倫理的なビジネス慣行、透明性、説明責任、効果的で責任ある経営を実施するため、コンプライアンス・リスク管理委員会及び取締役会において、投資家に開示すべき「事業等のリスク」のリスク項目、リスク内容及び対応策について、協議を行っております。サステナビリティに関するリスクと機会についても他のリスクと同様にこうした体制の中で、ガバナンスを効果的に発揮できる体制を組成しております。

また取締役会においても、ステークホルダーとの積極的な関与を含む体制について、適宜協議をしていき、サステナビリティに関するリスクについて、対応を推進しております。

(2) 戦略

当社は、サステナビリティを推進するうえで、事業運営の主体である人的資本が重要であると認識しております。

具体的には、人材の採用及び育成の強化、仕事と育児・介護の両立に向けた支援の充実、女性活動推進法への対応、人事考課制度や福利厚生等の充実等により、多様な人材が働きやすい職場環境の整備に取り組んでおります。

人材の採用については、当社は全国47支店及び出張所において事業展開しており、各地域において現地採用を積極化することで、雇用機会の創出を通じた地域活性化にも注力しております。また、全般的な人材難や少子高齢化に対処すべく、シニア世代の継続雇用を推進するほか、外国人労働者の採用及び雇用環境の整備も行うことで、多様な価値観の尊重とインクルージョンの推進を進めております。

採用後の人材育成については、OJTを通しての教育・研修制度の拡充、キャリアパスの明確化を行うことで、一人ひとりのスキルアップとやりがいの提供により、離職率の抑制に努めております。

また、当社は、昇降機という社会インフラを支える企業であり、昇降機の製造不良・欠陥、経年劣化、災害等に起因しうる利用者の人身事故の未然防止に取り組むことが、社会的責任であると認識しております。当社は、国土交通省が定める「建築保全業務共通仕様書」、当社独自の厳格な安全基準等に忠実に従い、常に安全至上主義に徹した作業の精度を高めております。

(3) リスク管理

当社では、サステナビリティやコンプライアンスを含む経営上のリスクについて、コンプライアンス・リスク管理委員会を定期的に開催し、経営上のリスクの網羅的な洗い出し、発生可能性、顕在化予測時期及び影響度のリスク評価、リスク対応策の検討、リスクのモニタリングを組織的に行うことで、リスクの最小化に努めております。

また、重要なリスクについては、当該委員会において、情報共有及び精査するとともに、取締役会に報告しております。

(4) 指標及び目標

当社は、サステナビリティの観点から、上記の人的資本に関する重要な指標として、有給休暇取得率80%以上を目標として掲げており、2024年5月期における実績は69.3%となっております。

また、上記の人身事故防止に関する重要な指標として、当社の瑕疵による利用者の人身事故発生件数ゼロ件を目標として掲げており、2024年5月期における実績はゼロ件となっております。

3 【事業等のリスク】

事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業に関するリスク

① 競合について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低)

当社が属するエレベーター等の昇降機メンテナンス業界は、メーカー本体やその系列の専門メンテナンス会社をはじめ、独立系のメンテナンス会社等、大小さまざまな事業者間で競合関係が継続しております。当社としては、優位性を確保すべく、質の高いサービスの提供、良心的な価格設定、DXを活用した遠隔監視サービス等の付加価値の向上等に努めております。

しかしながら、競合関係が激化した場合は、受注の減少、価格優位性の低下等により、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

② 契約不適合責任について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低)

当社がリニューアル工事を実施したエレベーター等の工事实施部分については、一定の保証期間において、当社が瑕疵担保責任を負っており、当該期間中に故障や不具合等が生じた場合は、部品の無償修理及び交換等の対応を行うこととしております。当社は、取扱説明書等に準拠した適切な据付、連結及び保守・点検管理の実施等により、必要な品質の維持に努めております。

しかしながら、想定外の当社による保守・メンテナンスのミスや漏れが生じた場合は、瑕疵担保責任の負担が増大し、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

③ 昇降機の事故等について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社が手掛けるエレベーター等の昇降機メンテナンス事業においては、これら昇降機の製造不良・欠陥、経年劣化、災害等に起因して、利用者の人身事故を招く深刻なリスクが存在しております。当社は、国土交通省が定める「建築保全業務共通仕様書」、当社独自の厳格な安全基準等に忠実に従い、常に安全至上主義に徹して作業を行っております。また、作業員や外部協力業者を対象とした作業教育の徹底、万が一の事態に備えた損害賠償保険の加入等も行っております。

しかしながら、想定外の甚大な災害、利用者による不適切な使用、当社による保守・メンテナンスのミスや漏れが生じた場合は、損害賠償保険金で補填できない損失の発生、社会的信頼の失墜等を招き、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

④ 法的規制について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社のエレベーター等の昇降機メンテナンス事業における法定検査に関しては、建築基準法に則り、国家資格である昇降機等検査員（本書提出日現在の当社従業員の資格取得者53名）による適格な検査の実施が義務付けられております。また、エレベーター等のリニューアル(1件当たりの請負金額が税込みで500万円以上)においては、建設業法に基づく機械器具設置工事業に関する許可（有効期限：2025年8月2日）を取得する必要があります。また、建設業法第29条において、不正な手段による許可の取得、役員等の欠格条項に抵触した場合、許可の取消を受ける旨等の許認可取消事由が定められております。当社においては、必要な昇降機等検査員の員数の確保等、法的許認可の欠格要件に抵触しないよう留意するほか、コンプライアンス・リスク管理委員会の開催、コンプライアンス勉強会の実施等のコンプライアンス活動にも日頃から積極的に取り組んでおります。

しかしながら、想定外のコンプライアンス違反が発生した場合、法的許認可の欠格要件に抵触する事象が生じた場合、また、法規制の強化や新たな規制法令が制定された場合は、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 特定の仕入先への依存について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低)

当社が手掛けるエレベーター等の昇降機メンテナンス事業においては、点検に併せて、部品交換等が発生するケースがほとんどであります。旧型エレベーター装置に関しては、純正部品等の在庫が枯渇する可能性があり、これらの仕入先も限定的であります。当社においては、適切な部品在庫を確保するとともに、部品の再利用を促進し、さらに海外市場を含めた様々な調達方法を検討して、供給遅延や在庫不足に備えております。

しかしながら、想定以上の仕入先の在庫不足及び調達遅延が生じた場合、また、部品の希少化から部品価格が高騰し、そのコストを当社のサービス価格に転嫁できない場合は、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑥ システム障害について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は昇降機メンテナンス事業において、DX化を推進し、年中無休・24時間体制での遠隔監視・対応等の利便性の高いサービスを提供するほか、エレベーター等に関する点検及び保守に関する様々な情報の一元化に取り組んでおります。これらの仕組みは、コンピューターシステムと通信ネットワークで構成されており、当社は、システムの安定稼働、セキュリティ機能の強化、定期的なバックアップの実施等に努めております。

しかしながら、想定外の事故や災害等により、システム障害が発生した場合は、エレベーター等の正常な稼働が一時的に困難となり、損害賠償請求の発生、復旧のためのコストの増大のほか、社会的信頼の失墜等を招き、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 技術革新について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低)

エレベーター等の昇降機は、近年の技術の高度化及び多様化を背景として、新たなモデルが開発・製造されております。当社は、国内の主要メーカーが製造するあらゆる機種に対応できるよう、これらの最新モデルに関する技術研究の積極化に努めております。

しかしながら、メーカーの技術革新の急速な進展に当社が対応できなかった場合は、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) その他のリスク

① 人材の確保及び育成について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の昇降機メンテナンス事業においては、高度な専門スキルを持つ技術者、手厚い顧客サポートを行える営業人員等の人的リソースが収益を創出する重要な源泉であると認識しております。当社においては、優秀な人材の採用及び育成の強化に取り組んでおります。

しかしながら、先行的に発生する採用コスト負担が過大になった場合、優秀な人材を採用できなかった場合、また、人材育成が遅延したり、期待通りの能力成果が発揮できなかった場合は、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

② 作業員の労働災害について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低)

当社の昇降機メンテナンス事業においては、当社作業員によるエレベーター等の保守業務や保全・リニューアル業務を行っておりますが、その作業の性質上、作業員の怪我等の労働災害リスクが存在しております。当社は、独自の安全作業に関するマニュアル等に忠実に従い、常に安全至上主義に徹して作業を行っております。また、産業医の設置、安全衛生委員会の開催、作業員や外部協力業者を対象とした安全教育の徹底、万が一の事態に備えた労働災害保険の加入等も行っております。

しかしながら、想定外の重大な事故や労働災害が発生した場合は、労働災害保険金で補填できない事故の発生、社会的信頼の失墜等を招き、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な重大を及ぼす可能性があります。

③ 顧客情報の漏えいについて

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、昇降機メンテナンス事業において、個人情報等の重要な顧客情報を取得しております。当社においては、これらの情報取得に際し、細心の注意を払うとともに、外部からの不正アクセス、社内の情報漏えいリスクの最小化を図るべく、「個人情報保護規程」等の社内規程を定め、厳格な情報保護活動に全社的に取り組んでおります。

しかしながら、想定外の事態によって顧客情報が外部に流出した場合は、損害賠償請求の発生、社会的信頼の失墜等を招き、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

④ 特定人物への依存について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の創業者であり、創業以来の事業推進者である代表取締役社長の薄田章博は、当社の事業に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定等、事業活動全般において、極めて重要な役割を果たしております。当社では、過度に同人に依存しないよう、他の経営幹部の拡充及び育成並びに権限委譲や責任分散の推進により、依存リスクの最小化に取り組んでおります。

しかしながら、これらの取り組みが十分に進まず、想定外の理由により同人の業務遂行が困難となった場合は、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 業務提携及び資本提携、買収等について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：高)

当社が事業の拡大及び多様化を図るうえでは、他社との業務提携及び資本提携、買収等が有効な手段であると認識しております。当社では、今後も顧客の多様なニーズ等に対応すべく、これらの推進を継続していく方針がありますが、その意思決定にあたっては、今後の事業リスク等を十分かつ慎重に精査していく所存であります。

しかしながら、業務提携及び資本提携、買収等において、当初見込まれた効果が十分に得られなかった場合は、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 知的財産権について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低)

当社は、昇降機メンテナンス事業において、技術の独自性の追求、ブランディングの強化を重視した事業展開を行っており、その一環として、商標権、意匠権及び特許権を取得しております。今後においても、当社が継続的及び長期的に保護すべき知的財産権については、その登録を推進するとともに、他社が保有する知的財産権については、それを侵害しないよう、類似検索を励行するよう努めております。

しかしながら、当社が保有する知的財産権を他社が模倣し、当社の権利の主張が十分になされなかった場合、また、他社が保有する知的財産権を当社が故意に模倣し、損害賠償請求等がなされた場合は、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 繰延税金資産について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低)

当社は、会計処理として税効果会計を適用しており、将来の課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産の回収可能性を評価しております。

したがって、当該見積額が減少し繰延税金資産の一部又は全部を将来実現できないと判断した場合、または、税率変動等を含む税制の変更等があった場合は、対象期間において、繰延税金資産を減額し、税金費用を計上することになり、その結果として、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 新株予約権の権利行使による株式価値の希薄化について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、取締役及び従業員、外部協力者に対して、当社業容拡大に向けたインセンティブを目的として、新株予約権を発行・付与しております。本書提出日現在、新株予約権による潜在株式は130,400株であり、発行済株式総数と当該潜在株式数の合計に対する割合は12.07%に相当しております。

したがって、株式上場後に権利行使についての条件が満たされ、これらの新株予約権の権利行使が実行された場合は、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

⑨ 配当政策について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展のため、運転資金等の内部留保を踏まえ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。

しかしながら、現段階においては、当社は成長過程にあると認識しており、足元の運転資金等の内部留保の充実を優先することとし、配当を行っておりません。将来的には、業績及び財務状態等を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針ではありますが、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は、以下のとおりであります。

① 財政状態の状況

第19期事業年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

（資産の部）

当事業年度末における流動資産は1,068,546千円となり、前事業年度末に比べ172,901千円増加いたしました。これは主に、売掛金が49,921千円減少した一方で、現金及び預金141,172千円、原材料及び貯蔵品38,286千円、仕掛品50,935千円等が増加したことによるものであります。

当事業年度末における固定資産は248,486千円となり、前事業年度末に比べ95,106千円減少いたしました。これは主に減価償却費の計上62,078千円、繰延税金資産の取り崩しによる49,387千円等により減少したものであります。

この結果、当事業年度末における資産合計は1,317,032千円となり、前事業年度末に比べ77,794千円増加いたしました。

（負債の部）

当事業年度末における流動負債は812,792千円となり、前事業年度末に比べ155,067千円増加いたしました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金の減少59,871千円等があったものの、買掛金81,210千円、契約負債137,071千円等が増加したことによるものであります。

当事業年度末における固定負債は400,906千円となり、前事業年度末に比べ151,611千円減少いたしました。これは主に長期借入金118,022千円、リース債務33,523千円等が減少したことによるものであります。契約負債の増加につきましては、保全リニューアル工事に係る支払い条件見直しにより、原則的に契約時に受注金額の2分の1を受領するように統一したことによるものであります。

これらの結果、当事業年度末における負債合計は1,213,699千円となり、前事業年度末に比べ3,455千円増加いたしました。

（純資産の部）

当事業年度末における純資産合計は103,332千円となり、前事業年度末に比べ74,339千円増加いたしました。これは、当期純利益を計上したことにより利益剰余金が74,339千円増加したことによるものであります。

これらの結果、当事業年度末における自己資本比率は、7.7%（前事業年度末は2.2%）となりました。

第20期中間会計期間（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日）

（資産の部）

当中間会計期間末における資産は1,560,452千円となり、前事業年度末に比べ243,420千円増加いたしました。これは主に、売掛金173,297千円、仕掛品61,162千円等が増加した一方で、現金及び預金7,744千円、繰延税金資産16,013千円等が減少したことによるものであります。

（負債の部）

当中間会計期間末における負債は1,388,937千円となり、前事業年度末に比べ175,238千円増加いたしました。これは主に、買掛金24,759千円、1年内返済予定の長期借入金31,052千円、未払金31,557千円、契約負債65,835千円等が増加したことによるものであります。

（純資産の部）

当中間会計期間末における純資産合計は171,514千円となり、前事業年度末に比べ68,182千円増加いたしました。これは中間純利益を計上したことにより利益剰余金が68,182千円増加したことによるものであります。

これらの結果、当中間会計期間末における自己資本比率は、10.9%となりました。

② 経営成績の状況

第19期事業年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い活動制限が解除され、社会・経済活動の正常化に向けた動きが進行いたしました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢等の地政学リスクの懸念、世界的な物価上昇の影響や為替の変動により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

エレベーター等の昇降機メンテナンス業界においては、マンションストック戸数や、オフィスビルの供給量増により、エレベーター等の昇降機設置台数は緩やかな増加傾向を示しております。また、1990年代後半からの不動産開発や、建設ラッシュに伴い急増したエレベーター等の昇降機が更新時期を迎え、加えてメーカーによる旧型昇降機の部品供給が2020年以降相次いで停止することに伴い、リニューアル工事の需要は今後さらに高まるものと予想しております。

このような市場環境のもと、当社においては、企業の経費削減ニーズに対応しつつ、エレベーターやエスカレーターの安全運行、故障対応並びに災害時等での早期復旧要請に応えるべく、営業体制の強化、技術力の向上に努めてまいりました。当事業年度では、既存支店に加え、新たに高松支店と大阪支店を開設し、営業・保守対応のカバーエリアを強化拡大し、既存の近隣支店との連携効果も得て、これまで以上に故障対応、復旧対応の迅速化を実現しました。

当事業年度における保守業務については、営業体制の強化により保守管理契約台数が順調に推移し、保守業務の売上高は1,706,890千円（前年度比7.0%増）となりました。保全・リニューアル業務については、部品供給停止物件への提案強化、施工管理体制の見直しにより売上高は1,583,910千円（同33.3%増）となりました。

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、売上高は3,291,243千円（同18.0%増）、営業利益は140,186千円（同89.7%増）、経常利益は137,504千円（同81.7%増）、当期純利益は74,339千円（同185.6%増）となりました。

なお、当社の報告セグメントは、「昇降機メンテナンス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第20期中間会計期間（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日）

当中間会計期間における我が国経済は、景気の緩やかな回復が続いているものの、長期化するウクライナ情勢や中東地域の地政学的リスクの高まり、世界的資源・エネルギー価格の高止まりによる原材料価格の上昇、金融資本市場の変動、人材不足による業容の縮小等から、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

エレベーター等の昇降機メンテナンス業界においては、マンションストック戸数や、オフィスビルの供給量増により、エレベーター等の昇降機設置台数は緩やかな増加傾向を示しております。また、1990年代後半からの不動産開発や、建設ラッシュに伴い急増したエレベーター等の昇降機が更新時期を迎え、加えてメーカーによる旧型昇降機の部品供給が2020年以降相次いで停止することに伴い、リニューアル工事の需要は今後さらに高まるものと予想しております。

このような環境の下、当社では、企業の施設維持管理コストの見直しや経費削減ニーズに対応しつつ、新規物件の獲得や既存契約の維持に取り組んでまいりました。また、エレベーター等の昇降機の安全運行、故障対応並びに災害時等における早期復旧要請に応えるべく、保守対応エリアの拡大を目指し、新たに石垣支店（沖縄県）を2024年9月に開設いたしました。さらに、人材の確保と育成を通じて技術力の向上を図っております。

当中間会計期間における保守業務については、営業体制の強化により保守管理契約台数が順調に推移し、保守業務の売上高は878,437千円となりました。保全・リニューアル業務については、部品供給停止物件への指摘提案強化、施工管理体制の見直し、好調なリニューアル需要の後押しもあり、売上高は1,023,053千円となりました。

以上の結果、当中間会計期間の業績につきましては、売上高は1,901,731千円、営業利益は99,508千円、経常利益は109,143千円、中間純利益は68,182千円となりました。

なお、当社の報告セグメントは「昇降機メンテナンス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

③ キャッシュ・フローの状況

第19期事業年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)の期末残高は、前事業年度と比べて141,172千円増加し、522,473千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動の結果、得られた資金は389,832千円（前事業年度は167,783千円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益135,882千円（前事業年度85,532千円の増加）、売上債権の減少額55,956千円（前事業年度は売上債権の増加17,570千円）、棚卸資産の増加額89,222千円（前事業年度は48,866千円の増加）、仕入債務の増加額81,210千円（前事業年度は36,016千円の増加）、契約負債の増加額137,071千円（前事業年度29,411千円の増加）等があった一方で、法人税等の支払額11,404千円（前事業年度10,734千円）等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動の結果、支出した資金は14,756千円（前事業年度は85,228千円の収入）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出16,000千円（前事業年度5,157千円の支出）があったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動の結果、支出した資金は233,903千円（前事業年度は291,663千円の支出）となりました。これは主に、長期借入れによる収入40,000千円（前事業年度は計上がありません。）があった一方で、長期借入金の返済による支出217,893千円（前事業年度224,501千円の支出）、リース債務の返済による支出56,010千円（前事業年度67,162千円の支出）があったこと等によるものであります。

第20期中間会計期間（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日）

当中間会計期間における現金及び現金同等物は、前事業年度末と比べて7,744千円減少し、514,728千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動の結果、支出した資金は26,527千円となりました。これは主に、売上債権の増加額172,770千円、棚卸資産の増加額79,733千円等があった一方で、税引前中間純利益108,907千円、減価償却費28,286千円、仕入債務の増加額24,750千円、契約負債の増加額65,835千円があったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動の結果、支出した資金は10,500千円となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出8,940千円があったこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動の結果、獲得した資金は29,283千円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出100,853千円、リース債務の返済による支出19,862千円等があった一方で、長期借入れによる収入150,000千円があったこと等によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

第19期事業年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

（生産実績）

当社は、生産活動を行っていないため、生産実績に関する記載はしていません。

（受注実績）

当社は、保全・リニューアル業務において、受注活動を行っており、第19期事業年度における受注実績は、以下のとおりであります。なお、当社の報告セグメントは「昇降機メンテナンス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

受注業務形態の名称	第19期事業年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）			
	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
保全・リニューアル業務	1,886,032	155.8	470,974	278.9
合計	1,886,032	155.8	470,974	278.9

（注） 保守業務及びその他については、受注から売上計上までの期間が短いため、記載を省略しております。

（販売実績）

第19期事業年度における販売実績は、以下のとおりであります。なお、当社の報告セグメントは「昇降機メンテナンス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

受注業務形態の名称	第19期事業年度 （自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）		
	販売高(千円)	割合(%)	前年同期比(%)
保守業務	1,706,890	51.9	107.0
保全・リニューアル業務	1,583,910	48.1	133.3
その他	443	0.0	10.4
合計	3,291,243	100.0	118.0

（注） 主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績の10%以上の相手先が無い場合、記載を省略しております。

第20期中間会計期間（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日）

（生産実績）

当社は、生産活動を行っていないため、生産実績に関する記載はしていません。

（受注実績）

当社は、保全・リニューアル業務において、受注活動を行っており、第20期中間会計期間における受注実績は、以下のとおりであります。なお、当社の報告セグメントは「昇降機メンテナンス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

受注業務形態の名称	第20期中間会計期間 （自 2024年6月1日 至 2024年11月30日）	
	受注高(千円)	受注残高(千円)
保全・リニューアル業務	1,021,984	469,905
合計	1,021,984	469,905

（注） 保守業務及びその他については、受注から売上計上までの期間が短いため、記載を省略しております。

(販売実績)

第20期中間会計期間における販売実績は、以下のとおりであります。なお、当社の報告セグメントは「昇降機メンテナンス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

受注業務形態の名称	第20期中間会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	
	販売高(千円)	構成比率(%)
保守業務	878,437	46.2
保全・リニューアル業務	1,023,053	53.8
その他	239	0.0
合計	1,901,731	100.0

(注) 主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績の10%以上の相手先が無い場合、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っておりますが、見積り、予測については、不確実性を伴うため、実際の結果はこれらとの見積りと異なる場合があります。

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1)財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

② 財政状態の状況

財政状態の状況については「(1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態の状況」に記載のとおりであります。

③ 経営成績等の状況に関する分析

第19期事業年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

(売上高)

当事業年度における売上高は、前事業年度に比べ504,010千円増加し、3,291,243千円(前年度比18.0%増)となりました。

保守業務の売上高につきましては、既存顧客による契約が継続したこと、新規契約が順調に伸長したこと等により、111,834千円増加し、1,706,890千円(前年度比7.0%増)となりました。保全・リニューアル業務の売上高につきましては、部品供給停止物件への提案強化、施工管理体制の見直しを図り、また、エスカレーターのリニューアル大型案件の受注もあり、395,970千円増加し、1,583,910千円(前年度比33.3%増)となりました。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度における売上原価は、前事業年度に比べ395,281千円増加し、2,246,081千円(前年度比21.3%増)となりました。これは主に、保全・リニューアル業務での売上高が伸長したことに伴い、材料費が280,679千円増加し、また、技術メンテナンス員の増員及び定時昇給等により労務費が120,996千円増加したこと等によるものであります。

以上の結果、売上総利益は、前事業年度に比べ108,728千円増加し、1,045,162千円(前年度比11.6%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べ42,406千円増加し、904,976千円(前年度比4.9%増)となりました。これは主に、経理業務での支払管理及び経費精算システムの導入によるシステム関連費が8,689千円増加、新規支店開設による地代家賃が13,133千円増加したこと等によるものであります。

以上の結果、営業利益は、前事業年度に比べ66,321千円増加し、140,186千円(前年度比89.7%増)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当事業年度における営業外収益は、前事業年度に比べ5,585千円減少し、6,841千円(前事業年度は12,426千円)となりました。これは主に、受取保険料3,829千円(前事業年度1,320千円)を計上したこと等によるものであります。

当事業年度における営業外費用は、前事業年度に比べ1,108千円減少し、9,523千円(前事業年度は10,632千円)となりました。これは主に、支払利息7,070千円(前事業年度9,652千円)を計上したこと等によるものであります。

以上の結果、経常利益は、前事業年度に比べ61,845千円増加し、137,504千円(前年度比81.7%増)となりました。

(特別損失、当期純利益)

当事業年度における特別利益の発生はありません。

当事業年度における特別損失は、固定資産除売却損1,612千円（前事業年度は特別損失の計上はありません。）を計上したこと等によるものであります。

当事業年度における法人税等は、前事業年度に比べ37,214千円増加し、61,543千円（前年度比152.9%増）となりました。

以上の結果、当期純利益は、前事業年度に比べ48,316千円増加し、74,339千円（前年度比185.6%増）となりました。

第20期中間会計期間（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日

(売上高)

当中間会計期間における保守業務の売上高は、入札案件等の解約が一部あったものの、既存顧客による契約が継続したこと、新規契約が順調に伸長したこと等により、878,437千円となりました。保全・リニューアル業務の売上につきましては、好調なリニューアル需要の後押しもあり、1,023,053千円となりました。

以上の結果、当中間会計期間における売上高は、その他売上239千円を合わせまして、1,901,731千円となりました。

(売上原価、売上総利益)

当中間会計期間における売上原価は、1,332,578千円となりました。これは主に、保全・リニューアル業務の売上高が伸長したことに伴い、材料費が増加したこと等によるものであります。

以上の結果、売上総利益は、569,152千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当中間会計期間における販売費及び一般管理費は、469,644千円となりました。これは主に、人件費、地代家賃、減価償却費を計上したこと等によるものであります。

以上の結果、営業利益は、99,508千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当中間会計期間における営業外収益は、13,783千円となりました。これは主に、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金を計上したこと等によるものであります。

当中間会計期間における営業外費用は、4,148千円となりました。これは主に、支払利息等を計上したこと等によるものであります。

以上の結果、経常利益は、109,143千円となりました。

(特別損失、当期純利益)

当中間会計期間における特別利益の発生はありません。

当中間会計期間における特別損失は、235千円となりました。これは主に、固定資産除売却損を計上したこと等によるものであります。

当中間会計期間における法人税等は、40,725千円となりました。

以上の結果、中間純利益は、68,182千円となりました。

④ キャッシュ・フローの状況・検討内容

キャッシュ・フローの状況については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

⑤ 財源及び資金の流動性に係る情報

当社は、事業活動のための適切な資金確保、流動性の維持、並びに健全な財政状況を目指し、安定的な営業キャッシュ・フローの創出、幅広い資金調達手段の確保に努めております。当社資本の財源及び資金の流動性につきましては、サービス提供に必要な保全修理・工事におけるエレベーター等の部材調達、人件費等の販売費及び一般管理費等の支払いから販売代金の入金までの期間が運転資金需要となっております。運転資金及び経常的な設備投資については、フリーキャッシュ・フロー、リース取引、並びに金融機関からの借入れによる資金調達を行うことを基本としておりますが、今後も事業活動を支える資金調達については、営業キャッシュ・フローの増加に努めるとともに、低コストかつ安定的な資金の確保を図り、多様な資金調達手段に取り組んでまいります。

第19期事業年度における借入金の残高は、509,969千円となっております。キャッシュ・フローの状況については「(1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

⑥ 経営成績に重要な影響を与える原因

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

⑦ 経営者の問題認識と今後の方針

経営者の問題認識と今後の方針は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

⑧ 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等(2) 目標とする経営指標」に記載のとおり、「売上高」、「売上高成長率」、「営業利益」、「営業利益率」、「保守業務及び保全・リニューアル業務の契約件数」を重要な経営指標として管理しております。なお、これらの指標につきましては、現状の進捗としては変動性が高く安定的ではないため、また、「保守業務及び保全・リニューアル業務の契約件数」については、契約分類が複雑になるものも存在するため、対外的な目標値の開示は差し控えております。

これらの指標に対する今後の方針としては、上記2軸の売上形態をそれぞれ強化していくことにより、売上高及び営業利益の拡大につなげていきたいと考えております。また、顧客満足度の向上により、保守業務の契約件数の増加に繋がると考えており、お客様のご要望に対して、より迅速且つきめ細かに対応できるように、地域に密着したサポート体制を構築しております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

第19期事業年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

該当事項はありません。

第20期中間会計期間（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日）

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第19期事業年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

当事業年度の設備投資については、継続的な事業所における什器・備品等の購入、システムの機能追加等を実施しました。その主なものは、社内基幹システムAssistの改修費用16,000千円であります。

なお、当社の報告セグメントは「昇降機メンテナンス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第20期中間会計期間（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日）

当中間会計期間の設備投資については、継続的な事業所における什器・備品等の購入、システムの機能追加等を実施しました。その主なものは、遠隔監視装置18,230千円及び3D測定器11,550千円であります。

なお、当社の報告セグメントは「昇降機メンテナンス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

2024年5月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物 及び構築物	工具及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都品川区)	オフィス業務設備 (社内造作、遠隔操作システム他)	3,122	977	— (—)	72,444	20,790	97,334	45
甲府支店 (山梨県甲府市)を含む支店及び出張所47拠点	オフィス業務設備 (社内造作他)	5,259	2,853	— (—)	0	—	8,112	158
その他 (東京都大田区)	福利厚生施設他	22,011	—	55,556 (122.47)	—	—	77,567	—

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 従業員数は就業人員であります。
 3. 当社の報告セグメントは「昇降機メンテナンス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
 4. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は、以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都品川区)	昇降機メンテナンス事業	事務所	20,980
支店及び出張所47拠点 その他(本社を除く)	昇降機メンテナンス事業	事務所	59,240

5. 第20期中間会計期間において、新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2025年2月28日現在)

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,790,000
計	3,790,000

(注) 2025年1月10日開催の臨時株主総会の決議により、発行可能株式総数は3,690,000株増加し、3,790,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	949,940	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	949,940	—	—

(注) 1. 2024年12月16日開催の取締役会の決議により、2025年1月10日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は902,443株増加し、949,940株となっております。
2. 2025年1月10日開催の臨時株主総会の決議により、2024年1月10日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

2018年8月30日株主総会決議及び2018年8月30日取締役会決議

付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 1 その他 1 (注)6
新株予約権の数(個) ※	600 (注)1、5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 600 [12,000] (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	13,880 [694] (注)2、5
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年8月31日 至 2028年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 13,880 [694] (注)5 資本組入額 6,940 [347]
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)4

※ 当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は、最近事業年度の末日及び新株予約権の発行日現在では当社普通株式1株であり、本書提出日現在では当社普通株式20株であります。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、以下の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は以下の算式により調整されるものとし、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。）は、以下の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。

さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合であって、かつ権利行使を認める旨の取締役会決議がある場合にはこの限りではない。なお、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位を失った場合には、当該新株予約権者の新株予約権の全部又は一部について、確定的に権利行使ができない旨の決議を行うことができ、その場合には、会社法第287条の「新株予約権者がその有する新株予約権を行使することができなくなったとき」に該当するものとする。

② 新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で継続的な取引関係を有していることを要する。

③ 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合には、新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、本新株予約権の内容の規定及び新株予約権の割当てを受けた者が本新株予約権に関して会社と締結した契約に定める条件に従って未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、新株予約権の割当てを受けた者の相続人中、本新株予約権を承継する者（以下、「権利継承者」という。）が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

④ その他の行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - ① 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が上記新株予約権の行使の条件に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第273条第2項又は会社法第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、新株予約権の割当てを受けた者の法定相続人のうち会社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③ 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
 - ④ 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社は、2025年1月10日付で普通株式1株について20株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の調整がされております。
6. その他1名は、当社元取締役の法定相続人になります。

第2回新株予約権

2018年8月30日株主総会決議及び2018年8月30日取締役会決議

付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 2 社外協力者 4
新株予約権の数(個) ※	5,920 (注)2、6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 5,920 [118,400] (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	13,880 [694] (注)3、6
新株予約権の行使期間 ※	自 2018年10月1日 至 2028年9月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 14,100 (注)5 資本組入額 7,050 [352.5] (注)6
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)5

※ 当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)

1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき220円で有償発行しております。
2. 本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は、最近事業年度の末日及び新株予約権の発行日現在では当社普通株式1株であり、本書提出日現在では当社普通株式20株であります。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、以下の算式により目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は以下の算式により調整されるものとし、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。)は、以下の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 定められた行使価額を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同第200条第2項に定める特に有利な金額である場合、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる場合を除く。）

(b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価格を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要しないものとする。但し、新株予約権者が解任及び懲戒解雇等により退職する等、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとし、この場合には、会社法287条の新株予約権者がその有する新株予約権を行使することができなくなったときに該当するものとする。

③ 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合には、新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、本新株予約権の内容の規定及び新株予約権の割当てを受けた者が本新株予約権に関して会社と締結した契約に定める条件に従って未行使の本新株予約権を相続するものとする。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

① 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が上記新株予約権の行使の条件に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

③ 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社は、2025年1月10日付で普通株式1株について20株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の調整がされております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年6月28日 (注) 1	1,000	47,497	11,100	67,090	11,100	45,081
2025年1月10日 (注) 2	902,443	949,940	—	67,090	—	45,081

(注) 1. 有償第三者割当

発行価格：22,200円、資本組入額：11,100千円

割当先：社外協力者

2. 株式分割（1：20）によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2025年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							計	単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	11	—	—	68	79	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	5,637	—	—	3,860	9,497	240
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	59.4	—	—	40.6	100.0	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 949,700	9,497	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 240	—	—
発行済株式総数	949,940	—	—
総株主の議決権	—	9,497	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、成長に応じた株主の皆様への安定的な利益還元を経営上の最重要課題の一つとして位置付けており、将来の事業展開や経営基盤の強化に係わる内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、利益配当を行っていく方針であります。

しかしながら、当社は、現時点において成長過程にあり、当面は経営基盤の強化のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資に充当することで、企業価値を向上させることが株主に対する利益還元になるものと考えており、配当を行っておりません。

なお、当社は、剰余金の期末配当については、決定機関を株主総会としております。また、会社法第454条第5項に規定する中間配当については、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

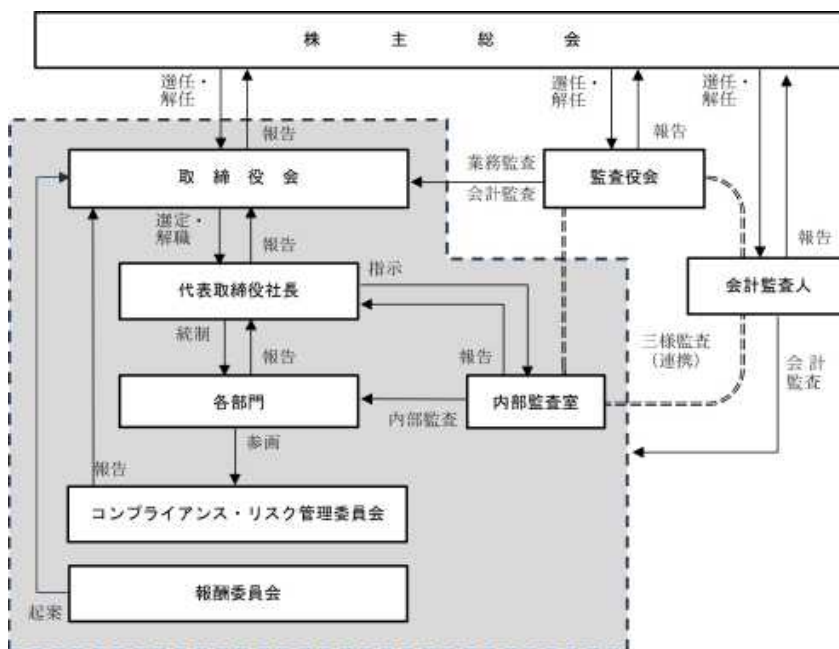
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「すべてのお客様にスペシャリティメンテナンスをフェアプライスで」を基本方針として掲げ、株主・投資家、社会、取引先、従業員等のすべてのステークホルダーの利益の最大化を目的として、事業の成長は勿論、経営体制の充実、企業活動の健全性、透明性及び効率性の向上に取り組み、持続的に健全な経営活動を遂行することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な考えとしております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンス上の基本機関として、株主総会のほか、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。監査役会設置会社とする理由につきましては、経営上の重要な意思決定を行う取締役会及び取締役に対し、監査役会及び監査役が独立かつ客観的な立場から、職務執行の適正性を監査することが有効であると考えているためであります。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制を図示すると、以下のとおりであります。



a 取締役会

当社の取締役会は、薄田章博、村石誠司、岡部眞、六日市拓也、豊田稔、岩倉慶太、渡邊和則及び松波竜太の8名（うち社外取締役は渡邊和則及び松波竜太の2名）で構成されており、薄田章博が代表取締役社長、村石誠司が取締役副社長、岡部眞が専務取締役であります。取締役会の議長は、原則として、代表取締役社長であります。毎月定例開催する定時取締役会においては、重要事項又は法令で定められた事項に関する協議及び意思決定を行うほか、月次財務状況、業務執行取締役の職務執行状況等の報告も行っております。また、緊急で意思決定及び報告を要する事項が発生する場合は、月1回の定時取締役会とは別に、機動的に臨時取締役会も開催できるようにしております。なお、取締役会は、WEB会議システムを用いたリモート出席も可能としております。

b 監査役会

当社の監査役会は、吉岡雅博、上田健一及び小泉始の3名の監査役3名（うち（いずれも社外監査役3名）で構成されており、うち吉岡雅博1名が常勤監査役であります。監査役会の議長は、原則として常勤監査役であります。毎月定例開催する定時監査役会においては、定時取締役会の議案事項の意見交換を行うほか、監査役監査の実施状況等の報告も行っております。また、緊急で意思決定及び報告を要する事項が発生する場合は、月1回の定時監査役会とは別に、機動的に臨時監査役会も開催できるようにしております。なお、監査役会は、WEB会議システムを用いたリモート出席も可能としております。

監査役監査については、常勤監査役を中心として、取締役の職務執行状況に関する適法性の監査（業務監査）、会社法に準じた決算に関する適正性の監査（会計監査）を行っております。

また、監査役監査、会計監査人監査、内部監査それぞれの監査の充実を図ることを目的として、常勤監査役が中心となり、これら三様監査の情報交換に関するミーティングを年2回程度の頻度で開催しております。

c 会計監査人

当社は、清友監査法人との間で、監査契約を締結しております。なお、同法人及び当社監査に従事する同法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

d 内部監査室

当社は、内部監査の専門部署として、内部監査室を代表取締役社長の直下の独立的組織として設置しており、内部監査室長1名で構成されております。

内部監査室は、各部署を対象として、業務の適正性及び効率性、規程や法令等の遵守状況等について、網羅的に監査を実施しております。

内部監査により抽出された指摘事項については、被監査部門にフィードバックされ、被監査部門がその改善に対して取り組み、その改善状況は再度フォローアップ監査を実施することで確認しております。内部監査は、このようなPDCAサイクルの中心となる重要な自浄機能であると認識しております。

e コンプライアンス・リスク管理委員会

コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社が法令遵守及びリスク管理を適切に行うことを目的として、代表取締役社長の薄田章博、代表取締役社長より指名された者（委員長）として取締役副社長兼管理本部長の村石誠司のほか、専務取締役技術本部長の岡部眞、取締役兼営業本部長の岩倉慶太、内部監査室長、オブザーバーとして常勤監査役の吉岡雅博、その他本委員会に指名された者で構成されております。

同委員会の開催については、代表取締役社長又は代表取締役社長が指名する者が委員長及び議長（直近の開催においては、取締役副社長村石誠司）となり、年6回程度の定例開催をするほか、緊急を要する場合は機動的に臨時開催することとし、コンプライアンスを含む経営及び事業上のリスクの抽出・分析とそれに基づく対応策の検討を行うほか、重要なクレーム及びトラブル報告、コンプライアンスの状況報告等を行うこととしております。

f 報酬委員会

当社は、取締役報酬の公正性、客観性及び透明性を確保することを目的として、取締役会の諮問機関として、任意の報酬委員会を設置しております。同委員会は、代表取締役社長の薄田章博、取締役の渡邊和則及び松波竜太の3名（うち渡邊和則及び松波竜太の2名は社外取締役）で構成されており、同委員会の委員長は、社外取締役である委員のうちから互選により決定しております。

同委員会は、取締役会で選定された委員長及び議長（直近の開催においては、社外取締役松波竜太）となり、独立的な立場から、各業務執行取締役の企業価値向上への貢献度や今後の期待される責務等を総合的に勘案し、公正かつ慎重に評価を行い、定時株主総会後に開催される臨時取締役会において、各業務執行取締役の評価結果に基づく報酬案を起案することとしております。

③ 企業統治に関するその他の事項

当社は、会社法上に準拠した内部統制システムの整備に関する基本方針として、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議しております。

a 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(コーポレート・ガバナンス)

- ・取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、コーポレートガバナンス・ガイドライン及び取締役会規程等に従い、経営の基本方針並びに業務執行に関する重要事項を決定し、組織・体制を整備するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- ・取締役会は、社外取締役を複数選定し、相互牽制機能の向上を図る。
- ・監査役会は、「監査役監査基準」、「監査役会規程」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

(コンプライアンス)

- ・取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンスの基本原則」を策定する。
- ・取締役会は、誠実かつ公正な企業活動、反社会的勢力との関係遮断等を徹底する。
- ・法令違反行為、不正行為等を発見した場合は、予め設置された窓口に報告する体制を整備する。
- ・被監査部門から独立した内部監査部門を設置するとともに、年度ごとに「内部監査の監査方針」を策定し、これに基づき法令、業務における諸規程等の遵守態勢、リスクに対する監査を行い、その結果を、代表取締役社長及び取締役会に報告する。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役は、法令、取締役会規程及び文書管理規程等により、株主総会議事録及び取締役会議事録の職務執行に係る文書を適切に保存及び管理を行い、常時閲覧できる体制を整備する。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、管理方法を社内規程等で定め、コンプライアンス体制の維持・強化を図る。
- ・経理規程、与信管理規程、危機管理規程等の諸規程の見直しを恒常的にを行い、必要に応じた新規、改定の整備を行う。

d 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(取締役会)

- ・取締役会は、当社の目指す姿と業績目標を明確にし、経営計画を策定する。

(本部制)

- ・業務執行の効率性を高めるために取締役が管掌役員となり、職務領域別に本部制を採用する。また、各部門長を置き、法令、定款及び社内規程等に従い、担当領域の職務を行う。
- ・経営企画部門及び管理部門は、経営計画及び損益における進捗管理を構築し、適宜改善を図る。

(職務権限・責任の明確化)

- ・適正かつ効率的な職務を執行するため、社内規程の整備、各役職者の権限と責任を明確化する。

e 財務報告の適正性を確保するための体制

- ・法令及び会計基準に適合した財務諸表の作成に係る社内規程を整備し、財務情報の適正かつ適時な開示体制の強化に努める。
- ・財務報告の適正性を確保するための体制の整備・運用状況について改善を図る。
- ・取締役会は、財務報告に関する基本方針を定め、財務報告の適正性を確保し、財務状態及び経営成績について、真実かつ明瞭な報告を行うための体制を整備する。

f 監査役会へ報告に関する体制

- ・監査役は、経営上の重要な会議へ出席し、また、重要な意思決定にかかる文書を閲覧することができる。
- ・取締役は、法令が定める事項の他、財務及び事業に重大な影響を及ぼす可能性がある事項については、直ちに監査役会に報告する。
- ・使用人は、当社に著しい損害を及ぼす可能性がある事実等について、直接、監査役会に報告することができる。
- ・監査役会に報告・相談を行ったことに対する不利益な取り扱い禁止の規程を整備し、役職員に周知徹底する。

- g その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役社長は、監査役及び会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。
 - ・内部監査部門は、監査に協力すること等により、監査役会との連携を強化する。
 - ・役職員は、監査役会の求めに応じて、随時業務執行に関する事項の説明を行うとともに、必要な監査協力を行う。
 - ・監査役会は、監査を行ううえで必要な場合、弁護士等の専門家を活用することができ、その費用も含め監査役の職務執行上必要な費用は会社が負担する。
- ④ リスク管理体制の整備状況
- 当社は、全社的なコンプライアンス及びリスク管理活動の推進を目的として、「コンプライアンス・リスク管理委員会規程」の制定、コンプライアンスを含むリスク管理に関する協議等を行うコンプライアンス・リスク管理委員会の設置等、積極的な整備に取り組んでおります。
- また、従業員を対象としたコンプライアンスやリスクに関する社内研修を実施するほか、必要に応じて、弁護士、公認会計士、社会保険労務士等の専門家にリスク対応について助言を受けられる体制を整えております。
- ⑤ 取締役の定数
- 当社の取締役は9名以下とする旨を定款で定めております。
- ⑥ 取締役の選任の決議要件
- 当社の取締役は、会社法341条の規定に基づき、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する旨、また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。
- ⑦ 責任限定契約
- 当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。
- なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
- ⑧ 役員等賠償責任保険契約
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役及び監査役であります。保険料は全額当社負担とし、被保険者は保険料を負担しておりません。
- 当該保険契約により、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等で補填されることとなります。ただし、被保険者の職務執行の適合性が損なわれないよう、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する損害の場合は、補填の対象外とする等、一定の免責事由があります。
- ⑨ 株主総会の特別決議要件
- 当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議要件に基づき、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。
- ⑩ 中間配当
- 当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年11月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。
- ⑪ 自己株式の取得
- 当社は、企業環境の変化に対応し機動的な資本政策を遂行することを目的とし、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

⑫ 取締役会の活動状況

最近事業年度における取締役会の開催回数（リモート開催含む。）は16回で、活動状況は以下のとおりです。

なお、取締役会における具体的な検討内容としては、各管掌部門の業務報告、現状課題等に関する協議、年度予算の進捗管理、新規設備投資や事業計画に関わる審議、年度予算及び中期経営計画の策定等であります。

役 職	氏 名	出席回数（出席率）
代表取締役社長	薄田 章博	16回／16回（100.0%）
取締役副社長	村石 誠司	16回／16回（100.0%）
専務取締役	岡部 眞	15回／16回（93.7%）
取締役	六日市 拓也	15回／16回（93.7%）
取締役	豊田 稔	16回／16回（100.0%）
取締役	平山 正敏	12回／12回（100.0%）
取締役	渡邊 和則	16回／16回（100.0%）
取締役	松波 竜太	15回／16回（93.7%）
常勤監査役	吉岡 雅博	16回／16回（100.0%）
監査役	上田 健一	16回／16回（100.0%）
監査役	小泉 始	16回／16回（100.0%）

- (注) 1. 渡邊和則及び松波竜太は、社外取締役であります。
 2. 吉岡雅博、上田健一及び小泉始は、社外監査役であります。
 3. 2024年3月31日付で、平山正敏は取締役を辞任されたため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性11名 女性0名(役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	薄田 章博	1971年1月10日	1989年4月 1991年11月 1995年4月 2000年4月 2005年7月 2006年2月 2019年4月	北海製罐株式会社(現ホクサンホールディングス株式会社)入社 シティーハウス株式会社入社 有限会社ヒロテック設立 代表就任 ジャパンエレベーターサービス株式会社入社 株式会社日本リフトエンジニアリング入社 当社設立 代表取締役社長就任(現任) エレベーターアックス株式会社 取締役就任	(注)3	653,000 (注)5
取締役副社長	村石 誠司	1974年11月11日	1993年4月 1997年7月 1998年3月 2008年8月 2008年10月 2012年10月 2019年4月	日塩株式会社入社 株式会社斉藤工業所入社 丸一輸送興業株式会社入社 当社入社 当社専務取締役就任 当社取締役副社長就任(現任) エレベーターアックス株式会社取締役就任	(注)3	82,400 (注)6
専務取締役	岡部 眞	1959年10月23日	1978年4月 1981年9月 2014年11月 2020年9月 2019年8月 2023年9月	大和昇降機サービス有限会社入社 有限会社西部エレベーターサービス入社 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任(現任) エレベーターアックス株式会社代表取締役就任 エレベーターアックス株式会社取締役就任(現任)	(注)3	680
取締役	六日市 拓也	1973年1月6日	1993年4月 1998年7月 2002年5月 2006年6月 2019年1月 2020年8月	株式会社北洋施設入社 有限会社カネワ通商入社 ジャパンエレベーターサービス株式会社入社 当社入社 当社執行役員就任 当社取締役就任(現任)	(注)3	40,000
取締役	豊田 稔	1979年10月3日	1999年4月 2004年3月 2006年8月 2007年2月 2019年1月 2022年2月	株式会社ビルシステム21入社 ジャパンエレベーターサービス株式会社入社 トヨタビルテクノサービス株式会社入社 当社入社 当社執行役員就任 当社取締役就任(現任)	(注)3	1,000
取締役	岩倉 慶太	1968年10月15日	1991年4月 2023年6月 2024年8月	富士ゼロックス北海道株式会社(現富士フイルムイノベーションジャパン株式会社)入社 当社入社 当社取締役就任(現任)	(注)3	—
取締役	渡邊 和則	1971年4月6日	1993年11月 1997年4月 2001年10月 2004年2月 2008年7月 2011年4月 2012年5月 2013年2月 2013年5月 2018年6月 2018年10月 2019年9月	税理士大森雅則会計事務所入所 株式会社佑和企画入社 株式会社アドップ設立 代表取締役就任(現任) 有限会社アール(現株式会社ジーライフ)設立 取締役就任 株式会社フクリコ設立 代表取締役就任 株式会社CANBAS取締役就任(現任) 一般社団法人日本消防防災電気エネルギー標識工業会設立 会長就任(現任) 一般社団法人日本事業者団体連合会設立 専務理事就任(現任) 株式会社システムクレーン取締役就任(現任) 当社取締役就任(現任) 株式会社オズ&テック取締役就任(現任) 株式会社サン顧問就任(現任)	(注)3	20,000

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	松波 竜太	1971年 8 月 16日	1994年 4 月 2002年10月 2002年10月 2013年 5 月 2020年 8 月 2021年 8 月	株式会社大塚商会入社 税理士登録 松波竜太税理士事務所開所 代表就任 さいたま新都心税理士法人設立 代表社員就任 (現任) 当社監査役就任 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	4,600
常勤監査役	吉岡 雅博	1959年 6 月 21日	1983年 4 月 1988年 8 月 1998年11月 2017年 1 月 2021年 7 月 2021年11月 2023年 5 月	株式会社日本長期信用銀行 (現株式会社SBI新生銀行) 入行 建設省 (現国土交通省) 退職出向 株式会社KPMG Global Solution (現株式会社KPMG FAS) 入社 KPMG Advisory LLP (Singapore) 出向 合同会社M-SANビジネス・コンサルティング設立 代表社員就任 (現任) 当社常勤監査役就任 (現任) 株式会社エスエーティ取締役就任 (現任)	(注) 4	—
監査役	上田 健一	1969年10月13日	1992年 4 月 1998年 2 月 1998年 2 月 2002年 4 月 2019年 7 月	ソニー株式会社入社 税理士登録 上田健一税理士事務所開所 代表就任 (現任) 有限会社ケー・ピー・エス (現株式会社ケー・ピー・エス) 設立 代表就任 (現任) 当社監査役就任 (現任)	(注) 4	2,800
監査役	小泉 始	1978年 3 月 3日	2006年 4 月 2007年 9 月 2007年10月 2010年 1 月 2013年 4 月 2015年 6 月 2021年 8 月 2021年 9 月 2024年 1 月	司法研修所入所 弁護士登録 (第一東京弁護士会所属) AZX総合法律事務所入所 福吉法律事務所入所 いずみ法律事務所開設 代表就任 (現任) ゼネリックソリューション株式会社監査役就任 (現任) 当社監査役就任 (現任) 株式会社NextNinja監査役就任 (現任) 株式会社グッドコムアセット監査役就任 (現任)	(注) 4	2,000
計						806,480

- (注) 1. 取締役渡邊和則及び松波竜太は、社外取締役であります。
2. 監査役吉岡雅博、上田健一及び小泉始は、社外監査役であります。
3. 任期は、2025年1月10日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 任期は、2025年1月10日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役社長薄田章博の所有株式数は、同氏が保有する資産管理会社のそらしづ株式会社が所有する当社株式を含めております。
6. 取締役副社長村石誠司の所有株式数は、同氏が保有する資産管理会社のこたろう株式会社が所有する当社株式を含めております。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

当社は、札幌証券取引所の定める独立性に関する判断基準等を参考しており、当社と特別な利害関係がなく客観的な立場で取締役の業務執行に対するけん制機能を果たすことができる人材を選任しております。

社外取締役渡邊和則は、企業経営の経験を有しており、高い見識と豊富な経験を当社経営陣に対する意見表明や経営の監督に活かせるものと判断し、社外取締役として選任をしております。また、社外取締役渡邊和則は、当社株式(20,000株)を保有しておりますが、この他、当社との間で、人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

社外取締役松波竜太は、税理士としての専門的な知識と豊富な経験を有していることから、主に財務会計分野において、当社の監督に相応しい者であると判断し、社外取締役として選任をしております。また、社外取締役松波竜太は、当社株式(4,600株)を保有しておりますが、この他、当社との間で、人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

社外監査役吉岡雅博は、大手銀行を経てFAS業務に従事されてきた専門的な知識や豊富な経験に基づき、豊富な経験と見識を当社の監査に活かせるものと判断し、選任しております。また、社外監査役吉岡雅博は、この他、当社との間で、人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

社外監査役上田健一は、税理士としての専門的な知識と豊富な経験を有していることから、当社の監査に活かせるものと判断し、選任しております。また、社外監査役上田健一は、当社株式(2,800株)及び当社新株予約権(潜在株式8,000株)を保有しておりますが、この他、当社との間で、人的関係、資本関係、取引関係(一部所有不動産に係るエレベーター保守契約(条件は市場価格相当)を除く。)、その他の利害関係はありません。

社外監査役小泉始は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有していることから、主としてコンプライアンス面において、当社の監査に活かせるものと判断し、選任しております。また、社外監査役小泉始は、当社株式(2,000株)を保有しておりますが、この他、当社との間で、人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会及び監査役会において、内部監査、監査役監査及び会計監査の結果、その他の重要事案についての報告を受けることとし、社外取締役及び社外監査役の専門性、経験、知見に基づく発言・提言を行っております。

また、社外取締役は取締役会に出席する等、経営に関する重要な意思決定事項を監督しております。

社外監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会に出席し、適宜意見を表明するとともに、定期的に開催する監査役会において常勤監査役から内部監査の状況、コンプライアンス・リスク管理委員会や役員連絡会等の重要な会議の内容、閲覧した重要書類の概要、内部統制の状況等について報告を受けております。また、監査役、内部監査担当者及び会計監査人間でのミーティングを定期的に開催し、相互に連携することにより、それぞれの監査の実効性や質的向上を図っております。

また、社外取締役は、取締役会への出席により、内部監査、監査役監査、会計監査人による会計監査の状況、内部統制の整備状況の報告を受け、経営の監督を行うとともに、重要な意思決定に参加しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されており、うち1名が常勤監査役として選定されております。毎月定例開催する定時監査役会においては、定時取締役会の議案事項の意見交換を行うほか、監査役監査の実施状況等の報告も行っております。また、緊急で意思決定及び報告を要する事項が発生する場合は、月1回の定時監査役会とは別に、機動的に臨時監査役会も開催できるようにしております。なお、監査役会は、WEB会議システムを用いたリモート出席も可能としております。

当該事業年度における各監査役の監査役会の出席状況は、以下のとおりであります。

地位	氏名	出席回数(出席率)
常勤監査役	吉岡 雅博	15回/15回(100.0%)
監査役	上田 健一	15回/15回(100.0%)
監査役	小泉 始	15回/15回(100.0%)

(注) 監査役会の議長は、常勤監査役吉岡雅博であります。

監査役監査については、常勤監査役を中心として、取締役の職務執行状況に関する適法性の監査(業務監査)、会社法に準じた決算に関する適正性の監査(会計監査)を行っております。監査役上田健一は、税理士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、税務の観点から会計監査の有効性を高めております。

監査役、内部監査室及び会計監査人は、それぞれの監査の実効性、網羅性及び効率性を高め、かつ全体としての監査の質的向上と有機的な連携・相互補完を図るため、適宜、情報の共有化、意見交換等、相互連携の強化に努めており、また、年2回、三様監査の情報交換に関するミーティングを開催しております。

② 内部監査の状況

当社は、内部監査の専門部署として、内部監査室を代表取締役社長の直下の独立的組織として設置しており、内部監査室長1名で構成されております。

内部監査室は、各部署を対象として、業務の適正性及び効率性、社内規程や法令等の遵守状況等について、網羅的に内部監査を実施しております。

内部監査により抽出された指摘事項については、被監査部門にフィードバックされ、被監査部門がその改善に対して取り組み、その改善状況については、再度フォローアップ監査を実施することで検証・確認しております。

内部監査は、このようなPDCAサイクルの中心となる重要な自浄機能であると認識しております。

内部統制の構築・運用に関しては、内部監査室は、三様監査の上交換で得た情報や意見を参考にし、内部統制関連部門に対して、リスクの状況に応じた内部監査を実施し、その結果は代表取締役社長をはじめ取締役会にて報告しております。また、監査結果については、監査役会から適宜レビューを受けております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

清友監査法人

b 継続監査期間

2年間

c 業務を執行した公認会計士

指定社員・業務執行社員 矢本 博三

指定社員・業務執行社員 井川 浩典

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

その他 1名

e 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等に沿って、会計監査人の選定に際して、当社の会計監査人に求められる専門性、監査品質及び独立性等を有していること並びに当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることの品質管理体制等を総合的に勘案しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後に最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等に沿って、当社の会計監査人に求められる専門性、監査品質及び独立性等を有していること並びに当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることの品質管理体制等を総合的に勘案して、監査法人の評価を行っております。その結果、監査役会は監査法人と緊密なコミュニケーションを取っており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。当社の監査法人である清友監査法人につきましては、独立性・専門性ともに問題なく、当社の監査法人の職務執行に問題はないと評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
13,500	—	15,000	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（aを除く。）

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の会社規模、特性、監査日数を考慮し、監査役会の同意を得たうえで決定をしております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容・会計監査の職務遂行状況について相当性を確認し、監査時間と報酬単価の精査を通じて報酬見積りの算出根拠・策定内容について検討した結果、会計監査人の監査報酬等は妥当であると判断し会社法第339条第1項の同意をいたしました。

(4) 【役員報酬等】

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員報酬等の算定方法の決定に関する方針を機関決定しておりませんが、取締役及び監査役の報酬等の額の決定をするにあたり、透明性、公平性及び責任を確保できる報酬体系にあると考えております。そのため、任意の報酬委員会を設置し、ステークホルダーの利益を考慮し、報酬制度が市場の標準に適合していることを確認いたします。また、決定方法については、市場水準、経営内容及び従業員給与とのバランスを考慮しております。

各取締役の報酬限度額は、2018年8月30日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内（なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。監査役の報酬限度額は、2018年8月30日開催の定時株主総会において、年額30百万円と決議しております。

各取締役の報酬額は、株主総会で決定された総額限度内において、各取締役の職務・職責・成果等の評価、類似企業の役員報酬水準、当社の経営状況を総合的に勘案し、各取締役との面談及びヒアリング、報酬委員会の開催（2024年8月に決定した取締役報酬に関しては、2回開催）及び適宜の意見交換を経て、報酬委員会が原案を作成の上、取締役会において起案し、算定根拠の妥当性について質疑応答及びディスカッションの結果、最終決定しております。監査役の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、その職責を基準に監査役会にて協議を行い、決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役	82,810	82,810	—	—	6
監査役	—	—	—	—	—
社外役員	13,650	13,650	—	—	5

- ③ 役員ごとの報酬等の総額等
報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
- ④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。
- (5) 【株式の保有状況】
 - ① 投資株式の区分の基準及び考え方
当社では、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としておりますが、原則として純投資目的である投資株式は保有しない方針であります。
 - ② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。
 - ③ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」に基づいて作成しております。なお、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2022年6月1日から2023年5月31日まで)及び当事業年度(2023年6月1日から2024年5月31日まで)の財務諸表について、清友監査法人による監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(2024年6月1日から2024年11月30日まで)に係る中間財務諸表について、清友監査法人による期中レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成していません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、定期的に監査法人との協議を実施しており、また、必要に応じてその他会計専門家からの情報共有、財務・会計に関する各種研修セミナーへ参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年5月31日)	当事業年度 (2024年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	381,300	522,473
受取手形	6,600	—
売掛金	339,530	289,609
仕掛品	35,133	86,069
原材料及び貯蔵品	111,833	150,120
前払費用	22,164	20,858
その他	56	202
貸倒引当金	△975	△788
流動資産合計	895,644	1,068,546
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 32,887	※2 30,392
工具、器具及び備品（純額）	4,538	3,830
土地	※2 55,556	※2 55,556
リース資産（純額）	118,853	72,444
有形固定資産合計	※1 211,836	※1 162,224
無形固定資産		
ソフトウェア	30,529	20,790
その他	129	16,129
無形固定資産合計	30,658	36,920
投資その他の資産		
関係会社株式	4,000	3,000
破産更生債権等	3,795	4,360
長期前払費用	753	259
繰延税金資産	79,573	30,186
その他	16,770	15,895
貸倒引当金	△3,795	△4,360
投資その他の資産合計	101,097	49,341
固定資産合計	343,592	248,486
資産合計	1,239,237	1,317,032

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年5月31日)	当事業年度 (2024年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	164,827	246,038
1年内返済予定の長期借入金	※2 211,828	※2 151,956
リース債務	56,299	38,852
未払金	56,604	58,973
未払費用	49,804	58,312
未払法人税等	11,404	12,156
契約負債	49,335	186,407
預り金	17,446	20,709
賞与引当金	8,870	4,500
その他	31,304	34,885
流動負債合計	657,725	812,792
固定負債		
長期借入金	※2 476,034	※2 358,012
リース債務	76,347	42,824
その他	136	70
固定負債合計	552,518	400,906
負債合計	1,210,243	1,213,699
純資産の部		
株主資本		
資本金	67,090	67,090
資本剰余金		
資本準備金	45,081	45,081
資本剰余金合計	45,081	45,081
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△84,590	△10,251
利益剰余金合計	△84,590	△10,251
株主資本合計	27,581	101,920
新株予約権	1,412	1,412
純資産合計	28,993	103,332
負債純資産合計	1,239,237	1,317,032

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間
(2024年11月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	514,728
売掛金	462,907
仕掛品	147,231
原材料及び貯蔵品	168,692
前払費用	22,691
その他	1,894
貸倒引当金	△498
流動資産合計	1,317,648
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	29,146
工具、器具及び備品（純額）	3,545
土地	55,556
リース資産（純額）	81,364
有形固定資産合計	169,613
無形固定資産	
ソフトウェア	31,291
その他	9,069
無形固定資産合計	40,361
投資その他の資産	
関係会社株式	3,000
破産更生債権等	4,887
長期前払費用	559
繰延税金資産	14,173
その他	15,095
貸倒引当金	△4,887
投資その他の資産合計	32,829
固定資産合計	242,804
資産合計	1,560,452

(単位：千円)

当中間会計期間
(2024年11月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	270,788
1年内返済予定の長期借入金	183,028
リース債務	36,781
未払金	90,530
未払費用	55,451
未払法人税等	24,706
契約負債	252,242
預り金	16,892
賞与引当金	6,000
その他	21,546
流動負債合計	957,968
固定負債	
長期借入金	376,086
リース債務	54,813
その他	70
固定負債合計	430,969
負債合計	1,388,937
純資産の部	
株主資本	
資本金	67,090
資本剰余金	
資本準備金	45,081
資本剰余金合計	45,081
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	57,930
利益剰余金合計	57,930
株主資本合計	170,102
新株予約権	1,412
純資産合計	171,514
負債純資産合計	1,560,452

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 6月 1日 至 2023年 5月 31日)	当事業年度 (自 2023年 6月 1日 至 2024年 5月 31日)
売上高	※1 2,787,233	※1 3,291,243
売上原価	1,850,799	2,246,081
売上総利益	936,434	1,045,162
販売費及び一般管理費	※2 862,569	※2 904,976
営業利益	73,864	140,186
営業外収益		
受取利息	4	3
補助金収入	3,493	—
受取保険金	1,320	3,829
受取賃貸料	1,450	1,120
債務免除益	4,001	—
その他	2,156	1,887
営業外収益合計	12,426	6,841
営業外費用		
支払利息	9,652	7,070
遅延損害金	—	1,000
その他	979	1,452
営業外費用合計	10,632	9,523
経常利益	75,658	137,504
特別利益		
固定資産売却益	※3 914	—
特別利益合計	914	—
特別損失		
固定資産除売却損	—	※4 1,622
会員権売却損	3,000	—
保険解約損	23,015	—
その他	206	—
特別損失合計	26,222	1,622
税引前当期純利益	50,350	135,882
法人税、住民税及び事業税	11,404	12,156
法人税等調整額	12,924	49,387
法人税等合計	24,328	61,543
当期純利益	26,022	74,339

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)		当事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	784,742	42.1	1,001,200	43.6
II 外注費		228,107	12.2	304,543	13.3
III 労務費		615,899	33.0	735,480	32.0
IV 経費	※2	235,978	12.7	255,791	11.1
当期総製造費用		1,864,727	100.0	2,297,016	100.0
期首仕掛品棚卸高		21,205		35,133	
合計		1,885,933		2,332,150	
期末仕掛品棚卸高		35,133		86,069	
当期売上原価		1,850,799		2,246,081	

(注) ※1 材料費の内容は、主にエレベーター及びエスカレーターの保守、保全工事及びリニューアル工事に使用する各種部材の購入費であります。

※2 主な内訳は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
旅費交通費	76,858	94,315
減価償却費	47,702	44,160
車両費	37,977	38,119
支払リース料	40,511	39,865

(原価計算の方法)

制度としての原価計算は、採用しておりません。仕掛品の内容は特定の保全及びリニューアル工事に関連付けられた工事部材の購入費であります。

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
売上高	1,901,731
売上原価	1,332,578
売上総利益	569,152
販売費及び一般管理費	* 469,644
営業利益	99,508
営業外収益	
受取利息	42
補助金収入	11,166
受取保険金	620
受取賃貸料	480
その他	1,473
営業外収益合計	13,783
営業外費用	
支払利息	3,449
その他	699
営業外費用合計	4,148
経常利益	109,143
特別損失	
固定資産除売却損	235
特別損失合計	235
税引前中間純利益	108,907
法人税、住民税及び事業税	24,712
法人税等調整額	16,013
法人税等合計	40,725
中間純利益	68,182

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	67,090	45,081	45,081	△110,612	△110,612	1,558	1,412	2,970
当期変動額								
当期純利益				26,022	26,022	26,022		26,022
当期変動額合計	—	—	—	26,022	26,022	26,022	—	26,022
当期末残高	67,090	45,081	45,081	△84,590	△84,590	27,581	1,412	28,993

当事業年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	67,090	45,081	45,081	△84,590	△84,590	27,581	1,412	28,993
当期変動額								
当期純利益				74,339	74,339	74,339		74,339
当期変動額合計	—	—	—	74,339	74,339	74,339	—	74,339
当期末残高	67,090	45,081	45,081	△10,251	△10,251	101,920	1,412	103,332

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 6月 1日 至 2023年 5月 31日)	当事業年度 (自 2023年 6月 1日 至 2024年 5月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	50,350	135,882
減価償却費	68,981	62,078
長期前払費用償却額	1,965	1,321
固定資産売却益	△914	—
固定資産除売却損益 (△は益)	—	1,622
会員権売却損益 (△は益)	3,000	—
保険解約損益 (△は益)	23,015	—
補助金収入	△3,493	—
受取保険金	△1,320	△3,829
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△507	378
賞与引当金の増減額 (△は減少)	8,870	△4,370
受取利息	△4	△3
支払利息	9,652	7,070
売上債権の増減額 (△は増加)	△17,570	55,956
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△48,866	△89,222
仕入債務の増減額 (△は減少)	36,016	81,210
契約負債の増減額 (△は減少)	24,764	137,071
その他	29,411	19,308
小計	183,351	404,474
利息の受取額	4	3
補助金の受取額	3,493	—
保険金の受取額	1,320	3,829
利息の支払額	△9,652	△7,070
法人税等の支払額	△10,734	△11,404
営業活動によるキャッシュ・フロー	167,783	389,832

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 6月 1日 至 2023年 5月 31日)	当事業年度 (自 2023年 6月 1日 至 2024年 5月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,888	△1,160
有形固定資産の売却による収入	5,625	1,850
無形固定資産の取得による支出	△5,157	△16,000
関係会社株式の売却による収入	—	1,000
保険積立金の解約による収入	91,788	—
その他	△5,140	△446
投資活動によるキャッシュ・フロー	85,228	△14,756
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	—	40,000
長期借入金の返済による支出	△224,501	△217,893
リース債務の返済による支出	△67,162	△56,010
財務活動によるキャッシュ・フロー	△291,663	△233,903
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△38,651	141,172
現金及び現金同等物の期首残高	419,952	381,300
現金及び現金同等物の期末残高	* 381,300	* 522,473

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2024年6月1日
至 2024年11月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	108,907
減価償却費	28,286
長期前払費用償却額	700
固定資産除売却損益 (△は益)	235
補助金収入	△11,166
受取保険金	△620
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	237
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,500
受取利息	△42
支払利息	3,449
売上債権の増減額 (△は増加)	△172,770
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△79,733
仕入債務の増減額 (△は減少)	24,750
契約負債の増減額 (△は減少)	65,835
その他	7,686
小計	△22,745
利息の受取額	42
補助金の受取額	11,166
保険金の受取額	620
利息の支払額	△3,449
法人税等の支払額	△12,162
営業活動によるキャッシュ・フロー	△26,527
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△633
無形固定資産の取得による支出	△8,940
その他	△927
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	150,000
長期借入金の返済による支出	△100,853
リース債務の返済による支出	△19,862
財務活動によるキャッシュ・フロー	29,283
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△7,744
現金及び現金同等物の期首残高	522,473
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 514,728

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

(1) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 原材料

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	19年
建物附属設備	8～17年
工具、器具及び備品	4～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社はエレベーター等の保守業務及び保全・リニューアル業務を主たる事業としております。

エレベーター等の保守業務に関しては、顧客との契約期間におけるサービス提供を通じて、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、契約期間にわたりサービスの提供に応じて収益を認識しております。

また、保全・リニューアル業務に関しては、原則として履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき、収益を一定の期間にわたり認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務が充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

(1) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	19年
建物附属設備	8～17年
工具、器具及び備品	4～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社はエレベーター等の保守業務及び保全・リニューアル業務を主たる事業としております。

エレベーター等の保守業務に関しては、顧客との契約期間におけるサービス提供を通じて、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、契約期間にわたりサービスの提供に応じて収益を認識しております。

また、保全・リニューアル業務に関しては、原則として履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき、収益を一定の期間にわたり認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務が充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 79,573千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に定める会社分類を実施し、将来の利益計画に基づいて将来課税所得を見積り、当事業年度末における将来減算一時差異等に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

将来の利益計画は、取締役会で承認された年度予算及び中期経営計画を基礎としております。利益計画における重要な見積りは売上高であり、売上高の見積りにおける重要な仮定は、契約(平均)単価と契約数(受注数)であります。これらの数値は、過去の経験、現在及び見込まれる経済状況並びに市場動向を考慮して算定しており、「保守契約当たり単価×契約数」、「保全工事並びにリニューアル工事の平均単価×受注数」等の計算値に基づいて予測しております。

将来の不確実な市場環境や経営環境の変化等により、当該前提条件や仮定に変更が生じ、実際に発生した金額が将来課税所得の見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において繰延税金資産の取崩が発生し利益金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 30,186千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に定める会社分類を実施し、将来の利益計画に基づいて将来課税所得を見積り、当事業年度末における将来減算一時差異等に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

将来の利益計画は、取締役会で承認された年度予算及び中期経営計画を基礎としております。利益計画における重要な見積は売上高であり、売上高の見積における重要な仮定は、契約（平均）単価と契約数（受注数）であります。これらの数値は、過去の経験、現在及び見込まれる経済状況並びに市場動向を考慮して算定しており、「保守契約当たり単価×契約数」、「保全工事並びにリニューアル工事の平均単価×受注数」等の計算値に基づいて予測しております。

将来の不確実な市場環境や経営環境の変化等により、当該前提条件や仮定に変更が生じ、実際に発生した金額が将来課税所得の見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において繰延税金資産の取崩が発生し利益金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年5月31日)	当事業年度 (2024年5月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	331,522千円	378,350千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年5月31日)	当事業年度 (2024年5月31日)
建物	23,792千円	22,011千円
土地	55,556千円	55,556千円
計	79,348千円	77,567千円

	前事業年度 (2023年5月31日)	当事業年度 (2024年5月31日)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	70,599千円	66,628千円
計	70,599千円	66,628千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
役員報酬	114,415千円	96,460千円
給与手当	280,376 "	276,426 "
地代家賃	113,397 "	126,530 "
減価償却費	21,279 "	17,918 "
貸倒引当金繰入額	127 "	565 "
賞与引当金繰入額	210 "	— "

おおよその割合

販売費	12.7%	14.4%
一般管理費	87.3%	85.6%

※3 固定資産売却益の内容は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
リース資産	914千円	一千円
計	914千円	一千円

※4 固定資産除売却損の内容は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
(売却損)		
リース資産	一千円	1,612千円
(除却損)		
工具、器具及び備品	一千円	9千円
リース資産	—	0
計	一千円	1,622千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	47,497	—	—	47,497

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回新株予約権 (2018年8月30日発行)	—	—	—	—	—	—
第2回新株予約権 (2018年8月30日発行)	—	—	—	—	—	1,412
合計		—	—	—	—	1,412

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	47,497	—	—	47,497

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回新株予約権 (2018年8月30日発行)	—	—	—	—	—	—
第2回新株予約権 (2018年8月30日発行)	—	—	—	—	—	1,412
合計		—	—	—	—	1,412

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
現金及び預金	381,300千円	522,473千円
現金及び現金同等物	381,300千円	522,473千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産主として、エレベーター遠隔監視装置であります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

当事業年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 主として、エレベーター遠隔監視装置であります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の主要業務である昇降機設備の保守業務及び保全・リニューアル業務を全国に展開するための支店出店及び設備投資に必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は原則として預金として運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、デリバティブ契約も存在しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、当社事業は日本国内において展開していることから外貨建ての営業債権は原則として存在しておらず、為替の変動リスクはありません。

有価証券及び投資有価証券は、関係会社1社に対するもののみであり、その他の有価証券投資は行っておりません。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。また、外貨建ての営業債務は存在しておらず、為替の変動リスクはありません。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、5年以内であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)は行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各支店が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務は存在しないため、為替の変動リスクには晒されておられません。

一部の借入金は変動金利のため支払金利の変動リスクが存在しますが、現時点において金利変動リスクは高くないと考えており、金利スワップ等のデリバティブ取引は行っておりません。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、毎月、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新する方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち特定の大口顧客に対する債権はございません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。(※2を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 破産更生債権等	3,795		
貸倒引当金(※3)	△3,795		
	0	0	—
資産計	0	0	—
(1) 長期借入金	687,862	688,797	935
(2) リース債務	132,647	136,353	3,705
負債計	820,510	825,150	4,640

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	当事業年度(千円)
非上場株式	4,000

(※3) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	381,300	—	—	—
受取手形	6,600	—	—	—
売掛金	339,530	—	—	—
合計	727,431	—	—	—

(注2) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	211,828	144,327	116,308	113,600	52,300	49,498
リース債務	56,299	37,791	22,906	11,474	4,175	—
合計	268,127	182,118	139,214	125,074	56,475	49,498

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	—	—	0	0
資産計	—	—	0	0
長期借入金	—	688,797	—	688,797
リース債務	—	136,353	—	136,353
負債計	—	825,150	—	825,150

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定し、時価は決算日における貸借対照価額から貸倒見積高を控除した金額により算定しており、観察できないインプットで貸倒見積高等による影響があるため、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の主要業務である昇降機設備の保守業務及び保全・リニューアル業務を全国に展開するための支店及び出張所の開設に伴う設備投資に必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は原則として預金として運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、デリバティブ契約も存在しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、当社事業は日本国内において展開していることから外貨建ての営業債権は原則として存在しておらず、為替の変動リスクはありません。

有価証券及び投資有価証券は、関係会社1社に対するもののみであり、その他の有価証券投資は行っておりません。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。また、外貨建ての営業債務は存在しておらず、為替の変動リスクはありません。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に支店開設及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、5年以内であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)は行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各支店が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務は存在しないため、為替の変動リスクには晒されておりません。

一部の借入金は、変動金利のため支払金利の変動リスクが存在しますが、現時点において金利変動リスクは高くはないと考えており、金利スワップ等のデリバティブ取引は行っておりません。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、毎月、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新する方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち特定の大口顧客に対する債権はございません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。(※2を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 破産更生債権	4,360		
貸倒引当金(*3)	△4,360		
	0	0	—
資産計	0	0	—
(1) 長期借入金	509,969	508,556	△1,412
(2) リース債務	81,677	83,624	1,947
負債計	591,646	592,181	535

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	当事業年度 (千円)
非上場株式	3,000

(※3) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	522,473	—	—	—
売掛金	289,609	—	—	—
合計	812,083	—	—	—

(注2) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	151,956	124,300	121,592	60,332	6,298	45,489
リース債務	38,852	23,994	12,599	5,335	894	—
合計	190,809	148,295	134,192	65,668	7,192	45,489

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	—	—	0	0
資産計	—	—	0	0
長期借入金	—	508,556	—	508,556
リース債務	—	83,624	—	83,624
負債計	—	592,181	—	592,181

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定し、時価は決算日における貸借対照価額から貸倒見積高を控除した金額により算定しており、観察できないインプットで貸倒見積高等による影響があるため、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関連会社株式	4,000
計	4,000

当事業年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関連会社株式	3,000
計	3,000

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、7,115千円であります。

当事業年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、7,520千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

前事業年度（2023年5月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2025年1月10日に1株を20株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	第1回ストック・オプション
決議年月日	2018年8月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 1名 その他 1名（注）
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 12,000株
付与日	2018年8月30日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	—
権利行使期間	2020年8月31日～2028年8月31日

（注）その他1名は、当社元取締役の法定相続人になります。

	第2回ストック・オプション
決議年月日	2018年8月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 2名 社外協力者 4名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 118,400株
付与日	2018年8月30日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	—
権利行使期間	2018年10月1日～2028年9月28日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
決議年月日	2018年8月30日	2018年8月30日
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前事業年度末	12,000	118,400
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	12,000	118,400

② 単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
決議年月日	2018年8月30日	2018年8月30日
権利行使価格(円)	694	694
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積もる方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積もる方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF方式及びマルチプル法により算出した価格を総合的に勘案して算定した価格を用いております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	105,102 千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	— 円

当事業年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2024年5月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2025年1月10日に1株を20株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション
決議年月日	2018年8月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 1名 その他 1名(注)
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 12,000株
付与日	2018年8月30日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	—
権利行使期間	2020年8月31日～2028年8月31日

(注) その他1名は、元取締役の法定相続人になります。

第2回ストック・オプション	
決議年月日	2018年8月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 2名 社外協力者 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 118,400株
付与日	2018年8月30日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	—
権利行使期間	2018年10月1日～2028年9月28日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
決議年月日	2018年8月30日	2018年8月30日
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前事業年度末	12,000	118,400
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	12,000	118,400

② 単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
決議年月日	2018年8月30日	2018年8月30日
権利行使価格(円)	694	694
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積もる方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積もる方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF方式及びマルチプル法により算出した価格を総合的に勘案して算定した価格を用いております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	107,058 円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	— 円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	3,068千円	1,378千円
貸倒引当金	1,176 "	1,116 "
減価償却超過額	1,065 "	— "
資産除去債務	4,774 "	4,631 "
繰越欠損金	79,142 "	25,805 "
未払費用	— "	1,854 "
その他	813 "	33 "
繰延税金資産小計	90,038千円	34,817千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△5,691千円	—千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△4,774 "	△4,631 "
評価性引当額小計	△10,465千円	△4,631千円
繰延税金資産合計	79,573千円	30,186千円
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	—千円	—千円
繰延税金資産の純額	79,573千円	30,186千円

(注) 1. 評価性引当額が5,834千円減少しております。この減少内容は税務上の繰越欠損金が減少したこと等によるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金	—	—	—	—	—	79,142	79,142
評価性引当額	—	—	—	—	—	△5,691	△5,691
繰延税金資産	—	—	—	—	—	73,451	73,451

(注) 1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 将来の課税所得について合理的に見積りを行った結果、評価性引当額を差し引いた残額について、将来の税金負担額を軽減する効果を有するため回収可能と判断しております。

当事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金	—	—	—	—	—	25,805	25,805
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	25,805	25,805

(注) 1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 将来の課税所得について合理的に見積りを行った結果、評価性引当額を差し引いた残額について、将来の税金負担額を軽減する効果を有するため回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
法定実効税率 (調整)	34.6 %	34.6 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5 %	0.5 %
住民税均等割等	22.7 %	8.9 %
評価性引当額の増減	△9.5 %	△3.9 %
税率変更による影響	— %	5.1 %
その他	△1.0 %	0.1 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.3 %	45.3 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

翌事業年度に外形標準課税が適用されることに伴い、翌事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については法定実効税率を34.6%から30.6%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額は6,874千円減少し、法人税等調整額は6,874千円増加しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(2023年5月31日)

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度(2024年5月31日)

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

当社では、東京都において、当社従業員のための福利厚生施設(社宅)として、賃貸住宅を所有しております。なお、賃貸住宅の一部については、賃貸収益を得ることを目的として使用賃貸しているため、福利厚生施設を含む全体を賃貸等不動産としております。

前事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,004千円(賃貸収益は営業外収益に計上)であります。

当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は898千円(賃貸収益は営業外収益に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

		前事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
貸借対照表計上額	期首残高	81,129	79,348
	期中増減額	△1,781	△1,781
	期末残高	79,348	77,567
期末時価		90,802	92,852

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、建物等の償却性資産については適正な帳簿価額をもって時価とみなし、土地については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
	売上高	売上高
保守業務	1,595,056	1,706,890
保全・リニューアル業務	1,187,939	1,583,910
その他	4,237	443
顧客との契約から生じる収益	2,787,233	3,291,243
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	2,787,233	3,291,243

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、財務諸表「注記事項(重要な会計方針)5 収益及び費用の計上基準」に、記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)		
受取手形	840	6,600
売掛金	327,848	339,530
顧客との契約から生じた債権(期末残高)		
受取手形	6,600	—
売掛金	339,530	289,609
契約負債(期首残高)	24,571	49,335
契約負債(期末残高)	49,335	186,407

契約負債は、主に保全・リニューアル業務における前受対価の受領により増加し、履行義務の充足により減少いたします。

前事業年度及び当事業年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた金額は、それぞれ24,571千円及び49,335千円であります。

当事業年度において、137,000千円増加した理由は、保全リニューアル工事に係る支払い条件見直しにより、契約時に受注金額の2分の1を受領するように基本統一したことによるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

当社は、昇降機メンテナンス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

当社は、昇降機メンテナンス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	保守業務	保全・リニューアル 業務	その他	合計
外部顧客への 売上高	1,595,056	1,187,939	4,237	2,787,233

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客への売上がないため、記載事項はありません。

当事業年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	保守業務	保全・リニューアル 業務	その他	合計
外部顧客への 売上高	1,706,890	1,583,910	443	3,291,243

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客への売上がないため、記載事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

1. 関連会社に関する事項

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

当事業年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

1. 関連会社に関する事項

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	薄田章博	—	—	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接 16.1 間接 52.6	債務被保証	当社の銀行借入に対する債務被保証(注)1	126,231	—	—
							当社のリースに対する債務被保証(注)2	8,405	—	—
							当社の不動産賃貸借契約に対する債務被保証(注)3	30,621	—	—

- (注) 1. 当社は、銀行借入に対して、代表取締役社長薄田章博より債務保証を受けております。取引金額については、期末借入金残高を記載しております。また、保証料の支払は行っておりません。
2. 当社は、リース取引に対して、代表取締役社長薄田章博より債務保証を受けております。取引金額については、期末リース債務残高を記載しております。また、保証料の支払は行っておりません。
3. 当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に対して、代表取締役社長薄田章博より債務保証を受けております。取引金額については、年間の賃借料を記載しており、期末の未払賃借料はありません。また、保証料の支払は行っておりません。

当事業年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	薄田章博	—	—	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接 16.1 間接 52.6	債務被保証	当社の銀行借入に対する債務被保証(注)1	82,942	—	—
							当社のリースに対する債務被保証(注)2	4,135	—	—
							当社の不動産賃貸借契約に対する債務被保証(注)3	34,841	—	—

- (注) 1. 当社は、銀行借入に対して、代表取締役社長薄田章博より債務保証を受けております。取引金額については、期末借入金残高を記載しております。また、保証料の支払は行っておりません。
2. 当社は、リース取引に対して、代表取締役社長薄田章博より債務保証を受けております。取引金額については、期末リース債務残高を記載しております。また、保証料の支払は行っておりません。
3. 当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に対して、代表取締役社長薄田章博より債務保証を受けております。取引金額については、年間の賃借料を記載しており、期末の未払賃借料はありません。また、保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
1株当たり純資産額	29.03 円	107.29 円
1株当たり当期純利益	27.39 円	78.25 円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 2025年1月10日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	26,022	74,339
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	26,022	74,339
普通株式の期中平均株式数(株)	949,940	949,940
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

1. 株式分割

当社は、2024年12月16日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

株式分割により、投資単位当たりの金額（最低投資金額）を引き下げるとともに、流通株式数の増加により、株式の流動性を高め、投資家の皆様により投資しやすい環境を整え、投資家層の更なる拡大、株主数の増加を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2025年1月9日を基準日とし、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき20株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	47,497株
株式分割により増加する株式数	902,443株
株式分割後の発行済株式総数	949,940株

③ 株式分割の効力発生日

2025年1月10日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

2. 発行可能株式総数の変更及び単元株式制度の採用

当社は、2025年1月10日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部変更を行い、発行可能株式総数の変更、単元株式制度の採用、株式の譲渡制限の廃止を定めております。

(1) 発行可能株式総数の変更

株式分割及び将来の機動的な資本政策のため、発行可能株式総数を、変更前の100,000株から3,690,000株増加し、3,790,000株としております。

(2) 単元株式制度の採用

単元株式数を100株とする単元株式制度を採用しております

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
役員報酬	44,130千円
給与手当	155,373 "
地代家賃	63,502 "
減価償却費	9,159 "
貸倒引当金繰入額	527 "
賞与引当金繰入額	1,350 "

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
現金及び預金	514,728千円
現金及び現金同等物	514,728千円

(株主資本等関係)

当中間会計期間(自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、昇降機メンテナンス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(持分法損益等)

当中間会計期間(自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、昇降機メンテナンス事業のみの単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解しております。

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
	売上高
保守業務	878,437
保全・リニューアル業務	1,023,053
その他	239
顧客との契約から生じる収益	1,901,731
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,901,731

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
1株当たり中間純利益	71円77銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	68,182
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	68,182
普通株式の期中平均株式数(株)	949,940
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2024年12月16日開催の取締役会の決議により、2025年1月10日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 株式分割

当社は、2024年12月16日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

株式分割により、投資単位当たりの金額(最低投資金額)を引き下げるとともに、流通株式数の増加により、株式の流動性を高め、投資家の皆様により投資しやすい環境を整え、投資家層の更なる拡大、株主数の増加を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2025年1月9日を基準日とし、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき20株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	47,497株
株式分割により増加する株式数	902,443株
株式分割後の発行済株式総数	949,940株

③ 株式分割の効力発生日

2025年1月10日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

2. 発行可能株式総数の変更及び単元株式制度の採用

当社は、2025年1月10日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部変更を行い、発行可能株式総数の変更、単元株式制度の採用、株式の譲渡制限の廃止を定めております。

(1) 発行可能株式総数の変更

株式分割及び将来の機動的な資本政策のため、発行可能株式総数を、変更前の100,000株から3,690,000株増加し、3,790,000株としております。

(2) 単元株式制度の採用

単元株式数を100株とする単元株式制度を採用しております。

⑤ 【附属明細表】(2024年5月31日現在)

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	49,381	—	—	49,381	18,988	2,494	30,392
工具、器具及び備品	28,609	1,160	115	29,654	25,823	1,849	3,830
土地	55,556	—	—	55,556	—	—	55,556
リース資産	409,812	5,040	8,869	405,983	333,538	47,995	72,444
有形固定資産計	543,358	6,200	8,984	540,574	378,350	52,340	162,224
無形固定資産							
ソフトウェア	78,841	—	—	78,841	58,051	9,738	20,790
その他	129	16,000	—	16,129	—	—	16,129
無形固定資産計	78,971	16,000	—	94,971	58,051	9,738	36,920
長期前払費用	753	—	493	259	—	—	259

(注) 当期増加額のうち主なものは以下のとおりであります。

無形固定資産 その他 社内システム「Assist」開発 16,000千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	211,828	151,956	0.65	—
1年以内に返済予定のリース債務	56,299	38,852	2.51	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	476,034	358,012	0.64	2025年6月30日～ 2039年11月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	76,347	42,824	2.51	2025年6月30日～ 2029年2月28日
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	820,508	591,646	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	124,300	121,592	60,332	6,298
リース債務	23,994	12,599	5,335	894

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	4,770	1,353	—	975	5,148
賞与引当金	8,870	4,500	8,870	—	4,500

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	321
預金	
普通預金	522,151
計	522,151
合計	522,473

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
明鏡管理サービス株式会社	9,996
株式会社関家具	8,724
株式会社やどはく	8,416
九州しんきんリース株式会社	7,920
株式会社キムラタンエステート	5,503
その他	249,050
合計	289,609

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
339,530	3,620,368	3,670,289	289,609	92.7	31.8

③ 仕掛品

品名	金額(千円)
保全及びリニューアル工事部材	86,069
合計	86,069

④ 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
保守及び保全用予備品	140,797
作業服	7,326
ロープ	1,725
その他	269
合計	150,120

⑤ 買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社JAPAN SAMILEL TEC	80,405
株式会社TOKYO ECO TRADING	28,226
小丸動力建設株式会社	14,552
有限会社コプロエンジニアシステム	13,463
株式会社日立ビルシステム	13,102
その他	96,288
合計	246,038

⑥ 契約負債

相手先	金額(千円)
株式会社ミツヤコーポレーション	21,450
加藤産業株式会社	13,970
合同会社ジェイ・イ・ケイ	9,410
光進建設株式会社	9,130
田中幸夫	7,590
その他	124,857
合計	186,407

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3ヶ月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年11月30日 毎年5月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とします。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告URL https://www.evcom.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、札幌証券取引所アンビシャスへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2022年7月14日	—	—	—	株式会社 CURBS 代表社員 杉山 豊	北海道札幌市中央区南1条西5-14-1	その他	9	270,000 (30,000)	所有者の取締役辞任による株式譲渡
2023年7月14日	—	—	—	松波 竜太	埼玉県さいたま市南区	特別利害関係者等(当社の取締役)	30	900,000 (30,000)	所有者の取締役辞任による株式譲渡
2023年7月14日	—	—	—	上田 健一	北海道札幌市豊平区	特別利害関係者等(当社の監査役)	40	1,200,000 (30,000)	所有者の取締役辞任による株式譲渡

- (注) 1. 当社は、証券会社法人札幌証券取引所(以下、「同取引所」という。)アンビシャスへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下、「上場前公募等規則」という。)第15条並びに「上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い」(以下、「上場前公募等規則の取扱い」という。)第14条の規定に基づき、当社の特別利害関係者等が、上場申請日の基準事業年度の末日から起算して2年前の日(2022年6月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下、「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を有価証券上場規程に関する取扱要領2(1)に規定する「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同取引所が定める上場前公募等規則第16条並びに上場前公募等規則の取扱い第14条の2の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。又、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。又、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は、以下のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格算定方式は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 2025年1月10日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
そらしづ株式会社 ※1、7	神奈川県横浜市神奈川区金港町2-1 パークタワー横濱ポートサイド2007	500,000	46.28
薄田 章博 ※1、2	神奈川県横浜市神奈川区	195,000 (42,000)	18.05 (3.89)
村石 誠司 ※1、3	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	50,400 (2,000)	4.67 (0.19)
六日市 拓也 ※1、5	神奈川県横浜市鶴見区	42,000 (2,000)	3.89 (0.19)
こたろう株式会社 ※1、7	神奈川県横浜市保土ヶ谷区釜台町50-20	34,000	3.15
大久保 圭太 ※1	東京都千代田区	30,600 (20,000)	2.83 (1.85)
杉山 央	北海道札幌市中央区	24,200 (24,200)	2.24 (2.24)
向江 弘徳	東京都葛飾区	24,200 (24,200)	2.24 (2.24)
渡邊 和則 ※1、5	東京都板橋区	20,000	1.85
上田 健一 ※6	北海道札幌市豊平区	10,800 (8,000)	1.00 (0.74)
村元 裕 ※1	青森県青森市	8,000	0.74
末岡 由紀 ※1	北海道恵庭市	8,000	0.74
エレベーターコミュニケーションズ 従業員持株会 ※1	東京都品川区南大井六丁目16番16号 鈴木ビル大森3階	8,000	0.74
株式会社グッドコムアセット	東京都新宿区西新宿七丁目20番1号 住友不動産西新宿ビル17階	7,200	0.67
有限会社恒志堂	北海道札幌市中央区南19条西14丁目2番35号	7,200	0.67
株式会社TMIトラスト	福岡県福岡市中央区平尾浄水町13番19号	7,200	0.67
濱野 将豊	北海道札幌市中央区	6,000	0.56
— ※8	—	6,000 (2,000)	0.56 (0.19)
松波 竜太 ※5	埼玉県さいたま市南区	4,600	0.43
大野 仁宏	北海道札幌市中央区	4,000	0.37
高橋 志津子	秋田県雄勝郡	4,000 (2,000)	0.37 (0.19)
豊田 稔 ※5	神奈川県大和市	3,000 (2,000)	0.28 (0.19)
岡部 眞 ※4	福岡県北九州市小倉北区	2,680 (2,000)	0.25 (0.19)
株式会社アカウンティング・アシスト	東京都千代田区永田町二丁目17番17号 アイオス永田町4階	2,000	0.19
株式会社ナインホールディングス	北海道札幌市中央区南2条西25丁目1-2	2,000	0.19
有限会社ホテルテトラ	北海道函館市梁川町17-16	2,000	0.19

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
村上 千恵子	青森県青森市	2,000	0.19
原 俊行	東京都千代田区	2,000	0.19
堀内 光文	東京都新宿区	2,000	0.19
小関 雄作	北海道札幌市西区	2,000	0.19
大内 俊治	宮崎県都城市	2,000	0.19
丹山 東吉	北海道札幌市中央区	2,000	0.19
田嶋 祐介	北海道札幌市清田区	2,000	0.19
山崎 光太	東京都大田区	2,000	0.19
斉藤 三寛	北海道札幌市南区	2,000	0.19
砂金 富保	神奈川県相模原市緑区	2,000	0.19
上田 雅史	東京都中央区	2,000	0.19
小泉 始 ※6	東京都世田谷区	2,000	0.19
文入 圭輔	北海道札幌市中央区	2,000	0.19
佐藤 雄亮	北海道函館市	2,000	0.19
南 智子	北海道登別市	2,000	0.19
ネイヴィン マーク	北海道登別市	2,000	0.19
高橋 宏弥	北海道札幌市中央区	2,000	0.19
松本 宏友	大阪府大阪市阿倍野区	2,000	0.19
奥田 和宏	東京都世田谷区	2,000	0.19
三好 修	福岡県福岡市早良区	2,000	0.19
糸川 一也	北海道札幌市東区	2,000	0.19
石田 将登	香川県さぬき市	2,000	0.19
－ ※8	－	2,000	0.19
相川 真人	東京都葛飾区	1,300	0.12
その他31名	－	18,960	1.76
計	－	1,080,340 (130,400)	100.00 (12.07)

- (注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、以下のとおり株主の属性を示しております。
- ※1 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
 - ※2 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)
 - ※3 特別利害関係者等 (当社取締役副社長)
 - ※4 特別利害関係者等 (当社専務取締役)
 - ※5 特別利害関係者等 (当社取締役)
 - ※6 特別利害関係者等 (当社監査役)
 - ※7 特別利害関係者等 (役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社)
 - ※8 当社従業員 (その他31名のうち、当社従業員は2名)
2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合で、内数であります。
3. 自己株式は取得しておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月12日

エレベーターコミュニケーションズ株式会社

取締役会 御中

清友監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 矢本 博三
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 井川 浩典
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエレベーターコミュニケーションズ株式会社の2022年6月1日から2023年5月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エレベーターコミュニケーションズ株式会社の2023年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月12日

エレベーターコミュニケーションズ株式会社
取締役会 御中

清友監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 矢本 博三
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 井川 浩典
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエレベーターコミュニケーションズ株式会社の2023年6月1日から2024年5月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エレベーターコミュニケーションズ株式会社の2024年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年3月12日

エレベーターコミュニケーションズ株式会社

取締役会 御中

清友監査法人

大阪事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 矢本 博三

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 井川 浩典

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエレベーターコミュニケーションズ株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの第20期事業年度の中間会計期間(2024年6月1日から2024年11月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エレベーターコミュニケーションズ株式会社の2024年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の遂行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。

すべてのお客様にスペシャルティメンテナンスをフェアプライスで



ELEVATOR
COMMUNICATIONS